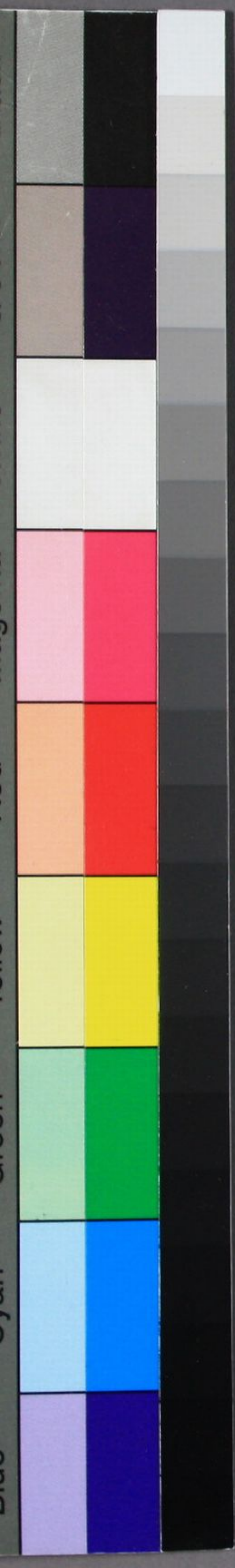


慶應四年癸行
江湖新聞
自第一号
至第廿号

續

8字
20



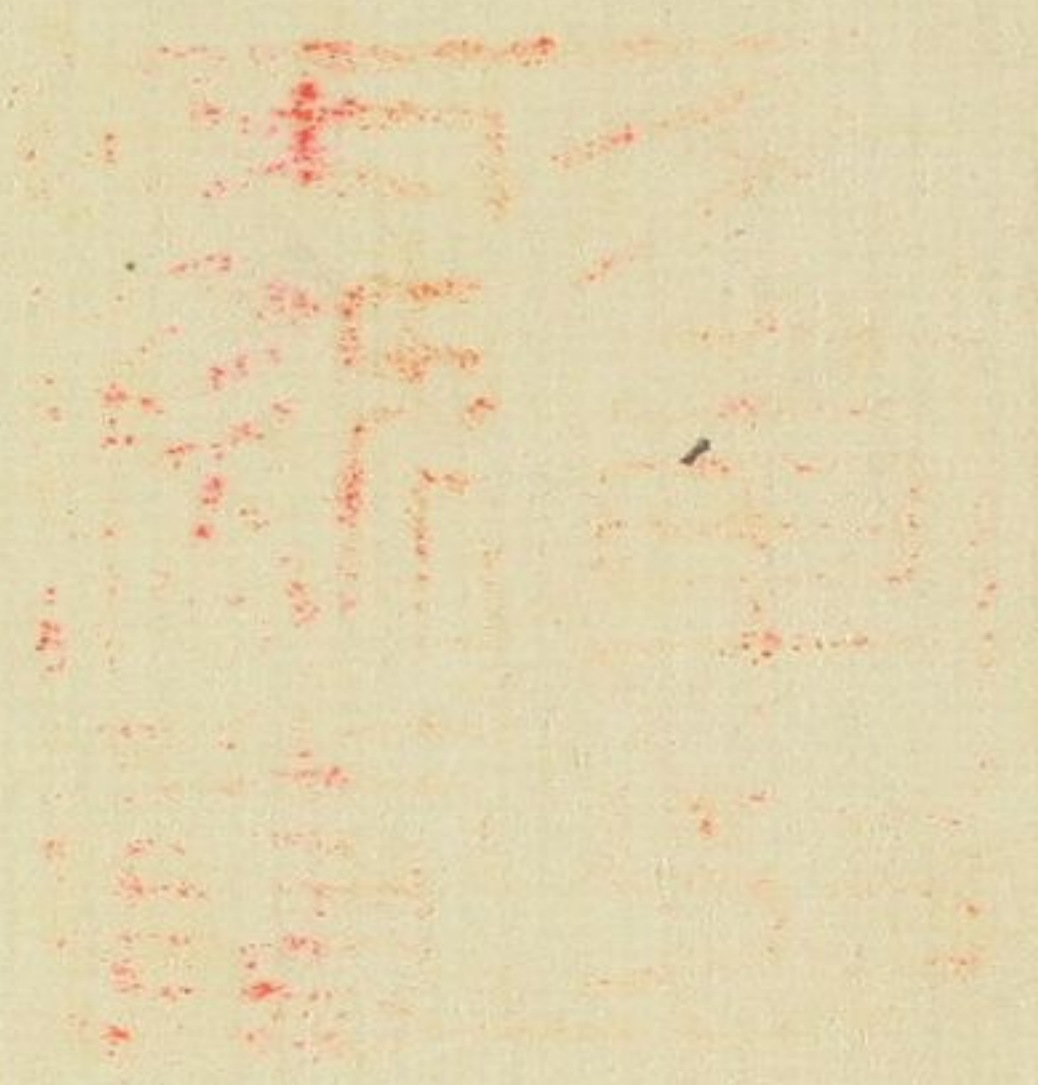
江湖新聞
第一號



每價八分

18
20

18
20
85



江湖新聞

慶應四年辰国四月三日



新聞の張率秘説といふも昔々書記做事を以て大い
 有益とされるもの多き者國此為ありきといふに
 江戸におおむも中外新聞内外新聞の二書發刊
 させしがこれが為小遠境の人といふも當今の時勢を
 知るに便とあり度例の重宝何事うこれか忘らん今此
 一書の幸蒙拜初の為に身を以て接巻十加ふ小冊
 を以てするものありある大教但身小入道の體ありせば
 藏者の想とをわがうべのうらば遮莫次編ふのうり多を
 儘境一人に新聞を奉養免高を死かあらん

四月廿六日 大原前侍佐武内右衛門尉徳盛の痛ありし
 由りて其痛を去らばといふより行旅者小 津波付の
 船儀出先小押立所抄度の人救は百人をど戒縁に
 其縁に修し 海軍所先鋒とあるせし 白旗翻懸し
 て風にあびるを身を立鳥帽子小袴の束を穿て 惣と
 るみまころり 佐和屋 度人救百人をど 経より致云 陽
 一対大川船松原度の第の若津あり

頃日大川筋の橋より河國ありて武家の季々 姓名を問ふ

西園橋	筑州
新大橋	托州
大川橋	筑州
永代橋	藤州
石原橋	細川
運河初	大原殿
全社	紀州
報社	内 彦
	津國

運河初 大原殿 松原度 小陣營 ありの故ありんを



英國新聞
 紙中日本
 兵隊行列
 之縮圖

色なきすぢ ぬく ちん ちん
不若筋 舟 船 相 勵 末 と 進 難 候 不 致 扱 九 扱 不 一 公 許
常 色 此 類 意 之 既 名 互 代 支 配 限 り 一 人 外 二 号 と 中 支
申 扱 了 候 儀

一 四 月 廿 四 日 夕 門 門 へ 涉 綿 着 意 扱 取 平 鑑 參 考 通 引 難
お 取 付 申 出 南 宮 所 へ 涉 呼 出 申 出 申 出 者 等 之 申 出
申 出 申 出 之 扱 取 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出
或 十 人 外 扱 合 申 出 扱 取 下 下 申 出 申 出 申 出 申 出
薩 州 薩 州 扱 取 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出
違 申 上 系 一 江 戸 大 関 八 河 抄 之 鬼 面 山 再 勅 申 出
之 風 候 申 出

○ 前 条 社 奉 養 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出
扱 取 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出
申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出

○ 四 月 二 日 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出
扱 取 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出
申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出

一 此 者 儀 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出
申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出

徳川 有 志 申 出

同日 涉 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出
申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出 申 出

江湖新聞

第二編



定價八分

江湖新聞

慶應四辰年閏四月七日

唐國上海新聞紙の摘譯

當春以來日か内札記りて全國友黨とふる其一は
 南方を 京師を仰ぎ中國西北の大名尽く之に
 連判し又其の東方とく江戸府を戴き小國筋の
 大名を一味せりこの内札の物め江戸府と稱すは物の
 大名某との不和より事々醸しあれども兵を京師へ
 向ふ廉ぬ江戸府の船款の名を蒙るは抑船款と
 云名の日かあての上るは汚名と四来より書傳ふ由意
 江戸府の汚名を蒙る事を以て官軍に向て戦ひ

西洋新聞紙中ホニチといふものあり是ハ吾邦俗の風あり
可笑き繪紙を其内中寓意ありて日本の刺し物之
既小横濱亦て毎月一冊づゝ賣出—余程之は是れ教向あり
あり、之を上に出ス 右の圖ハ當高大蛇小銃船の旗を
手控の如記りの通りよく賣出、其外の高買の受ふその
甲斐なれば放蕩を志する商人の多小くありて流るる
手控の主人のそ大面をて居るといふ別トのあり

大徳智より東叡山覺王院 此山後お殿の書附

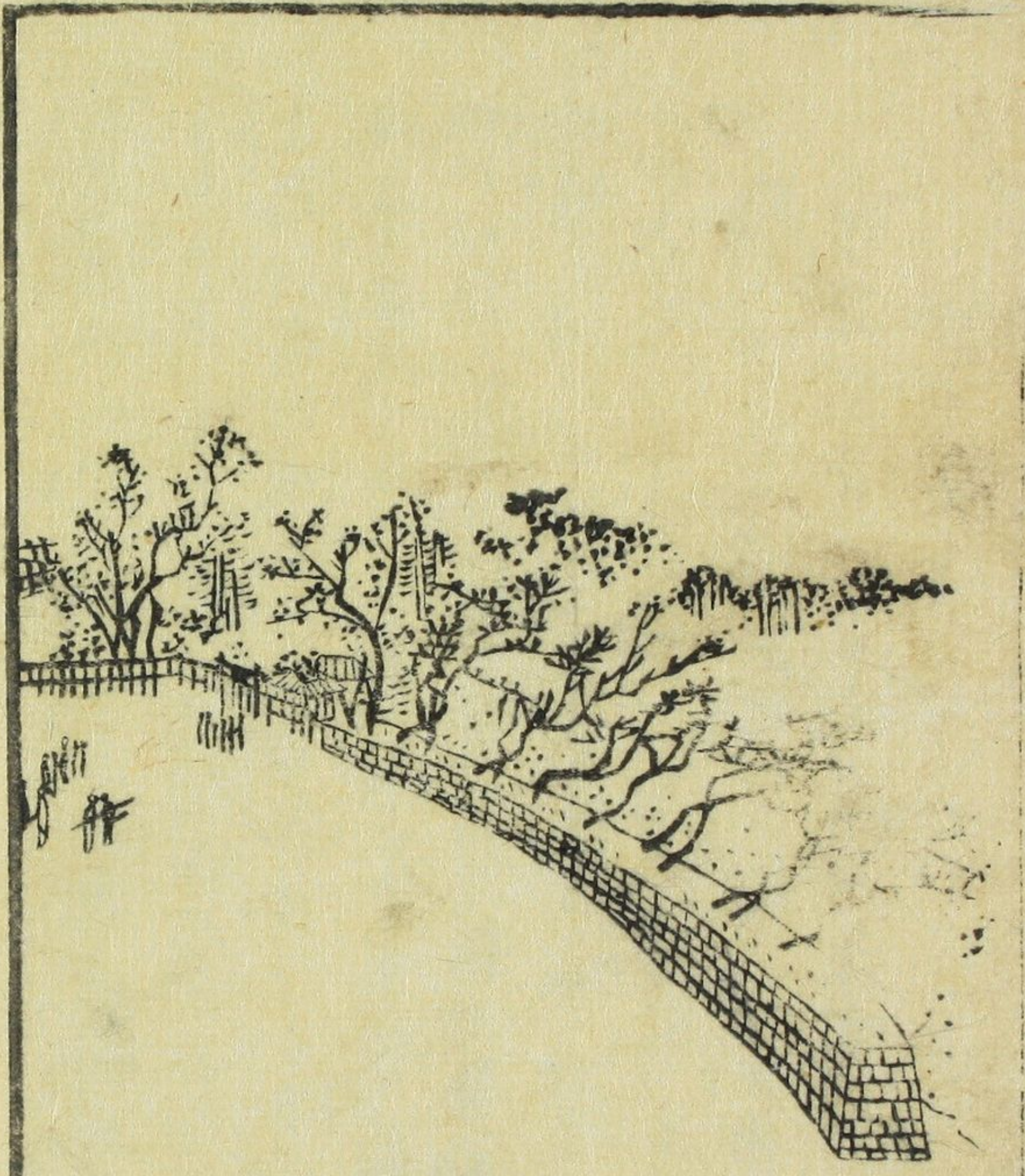
北陸道徳智陣所も狹不便利、東叡山□□穴を後ハ此居ハ

報有備用、於合過日、及掛合度、彰義隊教を流、故
其報、意不お、お、付、所、控、刺、の、處、當、陣、の、後、付、の、意、を、
其、外、報、像、位、牌、を、丸、集、右、等、傍、う、て、を、傍、後、居、を、退、的
後、之、義、難、儀、を、報、中、主、む、之、儀、古、堂、器、未、く、教、を、傍、と、中、義、不
相、分、け、付、無、情、に、掛、合、わ、つ、ひ、の、大、斬、義、隊、中、出、の、旨、後、お、お、
其、妙、を、之、儀、也、聞、及、完、了、の、後、不、及、見、返、し、通、重、器、等、傍、居、お
の、り、義、隊、中、傍、居、隊、中、之、若、是、も、命、告、不、得、之、事、
彼、門、之、人、も、通、り、不、可、得、義、隊、中、不、可、得、之、事、
通、り、の、旨、を、之、儀、也、後、之、旨、通、り、旨、中、之、旨、を、之、事、

12月廿六日



佛國寫真
 日本東都
 名所圖



官軍各藩人救各院に要利を通行之強付彰露漢の言に
人救之儀付万石運水等々皆ハ恭順之至を先以て示
心託中世に余儀以分付當方之同治換に當る
東門廣人共々廣小路常楽院に案内各院に相通
下川石院至又六院代木門外に出向用使可致し

此由書附ハ英文但書に執意彰露漢も承伏し
再應大総督府中多有之改より英文に通り
此由書附ハ

能優浮村回し助先奉横漢ゆき舞臺相勅の節同起
並苗之外國人ハ其も之儀云々様妙なる小感下或ハ
正寧之婦人ありん金を擲ちても一夕の款を眞に
まどん強せる洋人もありて頗る迷惑せるより其後足痛
めて療養とて横漢一乘り居る當り日本めを以て言
能優を廢物とせ世と皆とをりて嘆惜せりあるに當り
再勅以て江戸に三舞臺おつとある金銀刺しあり此類
同傳を前代未だくもなきにさきありぬ西も横漢一乘り
一月見物で中も心持して居り

二月

告 條

本集物編序文（えとよぶ）中述（ま）通叙可（し）儀（ぎ）一付（いち）一割（いち）を以（も）以（も）
 上木枝（かみ）江湖（こ）看官（かん）一以（いち）後（ご）入（い）多（た）少（せう）之（の）裨（ひ）益（えき）とあり又（また）岑（しん）寂（じやく）之（の）排（はい）
 闕（くわ）と（も）お願（ねが）旨（し）撰（せん）漢（わん）新（しん）聞（もん）紙（し）中（ちゆう）及（および）英（えい）佛（ふつ）之（の）新（しん）寫（わ）法（ぽう）を（も）本（ほん）集（しゆ）
 摘（てき）傳（でん）録（ろく）之（の）抄（しやう）和（わ）時（じ）之（の）雜（ざ）報（ほう）付（つ）款（くわん）連（れん）俵（ひょう）落（らく）之（の）出（しゅ）或（ある）ハ（ハ）力（りき）士（し）俵（ひょう）優（ゆう）替（か）女（にょ）
 寫（わ）の（の）丸（まる）沙（さ）法（ぽう）追（お）寫（わ）小（せう）何（なに）世（よ）等（ら）を（と）う（お）儀（ぎ）ノ（の）由（よし）是（こゝ）ハ（ハ）此（こゝ）新（しん）寫（わ）ノ（の）裁（さい）
 之（の）ハ（ハ）面（めん）白（はく）の（の）う（う）ん（ん）高（たか）雨（あめ）の（の）成（なり）下（くだ）と（い）ハ（ハ）心（こゝろ）付（つ）の（の）後（ご）ハ（ハ）江湖（こ）新（しん）寫（わ）記（き）者（しや）と
 以（も）儀（ぎ）ノ（の）名（な）も（も）賣（う）拾（しやく）野（の）一（いち）以（も）投（な）込（こ）と（し）身（み）取（と）交（か）為（な）ル（る）以（も）儀（ぎ）と（し）上（じやう）本（ほん）ノ（の）上（じやう）
 一（いち）冊（さつ）ノ（の）上（じやう）下（げ）引（ひ）續（つ）也（なり）新（しん）寫（わ）以（も）志（し）と（し）せ（ら）ら（ら）と（し）得（え）る（る）以（も）儀（ぎ）ノ（の）上（じやう）本（ほん）ノ（の）上（じやう）
 之（の）も（も）下（げ）上（じやう）決（けつ）也（なり）以（も）速（すみ）感（かん）お（お）願（ねが）儀（ぎ）と（し）其（その）以（も）儀（ぎ）ノ（の）上（じやう）本（ほん）ノ（の）上（じやう）



定價八分

江湖新聞

第三號

江湖新聞

慶應四戊辰年閏月六日

亞米利加合衆國陸軍ヨリ假テギョル人戦争の鏡

九戦卒を聞くと小番りて最も大切とらるべし事二處あり

分一の名義を分二の權合あり抑名義の大切なるは

地球上の國々聞けるに後以て愈々争へりさるる者

より虚名を盗む作術を以て戦争を用は一時の利運を

さるもの戦まひ偶々その人未れども終つて後を以て

このは近々戦が亞米利加合衆國の内訌即ち是より

テウイス人屋敷の一条より強論を起し口弁を以て

振揚し自ら天経領と号し其勢一ヶ月の間小全必

二月

之を打倒し、其時、北部の兵士、戦年の終り、故水一、都府
近く、追攻、寄せ、其危き、中、突、累卵の如し、され、戦が
大勢、領リ、ニ、ル、人、創業の先賢、ワ、シ、ト、シ、以、来、と、控、を、大、切、り、
守、り、假、令、死、不、死、と、も、操、を、破、り、滅、堂、と、知、る、返、と、盟、以、名、義、
を、重、し、之、と、戦、ふ、り、五、年、と、及、び、之、分、ハ、利、害、の、為、に、殺、さ、れ、
之、れ、ど、も、遂、に、南、部、の、滅、堂、を、平、け、今、日、の、名、を、を、回、復、せ、り、是、
名、義、の、大、切、と、志、之、き、控、を、操、り、操、操、會、と、い、ふ、の、ハ、不、謂、當、先、
石、火、の、さ、ら、ひ、ぬ、く、その、同、業、を、容、た、る、さ、る、程、ハ、レ、テ、レ、キ、
耶、破、倫、の、情、英、雄、百、戦、百、勝、を、得、り、し、も、只、兵、法、軍、術、
の、秀、で、る、而、し、も、い、ろ、く、人、心、を、懐、け、時、を、待、機、會、を、得、く、

之と、失、い、さ、る、故、る、べ、し、殊、に、戦、事、ハ、激、水、の、波、干、の、如、き、力、の、
あ、て、戦、場、あ、く、一、旦、兵、を、接、あ、る、時、ハ、彼、戦、の、勝、敗、い、ろ、も、預、め、
知、ら、ざる、中、に、あ、ら、ば、勝、負、ま、り、て、故、と、ま、り、敗、者、あ、り、て、勝、と、さ、る、中、
戦、事、の、考、ま、れ、ば、機、會、を、知、る、事、行、要、ま、り、譬、言、獵、狗、の、獲、
を、獲、る、に、方、々、返、つ、め、さ、り、一、方、を、得、く、獲、け、所、を、活、路、ま、り、
と、思、ひ、之、を、う、獲、せ、ん、と、欲、し、死、地、ハ、あ、り、時、の、英、氣、を、失、い、
狗、の、為、に、殺、さ、る、に、あ、る、之、れ、獵、の、英、氣、を、獲、ま、せ、を、機、會、を、失、せ、
る、之、故、ハ、七、分、七、事、業、を、つ、却、て、全、局、の、勝、を、収、む、と、あ、り、
され、ど、も、利、欲、を、貪、る、と、武、勇、を、持、む、と、の、あ、奈、ま、り、名、義、を、
失、い、機、會、を、失、つ、つ、中、に、未、だ、例、か、う、く、バ、既、不、耶、破、倫、の、如、き、

工
明

亞米利加
國之兵
軍行之圖



古今絶倫の英主たりてその處を踏過りて終りを全くし
るを好むに古の名おせしザルの撒小島トて戦ひ戦に
ありて名を食ふし士を振て戦小おあび戦を以て士氣を
起すべしといふるの亦古不易の金云あり
此文の玄法書序論中の一則あり偶く一読しを休くは
程小振書より撮得して示す出に

大久保市花の江戸来り酒々吉之助林政十年八京部へ
上をうろ是へ所度並筋舟何少なき事ありてのう

○ 国日月朔日大田系よりの来状書様

数日前仙臺侯多勢を河引臨へ白石追出法同而據る所余
小十郎の先多して領を懐へ伊達安藝の山中誠へ出張あり
を猿橋に九條殿降之位候も殿小仙臺出するお事候

○ 上杉侯の先祖不敵氏権信公遠志道善として道日敵法團
美日山小おわく法書死候かきみ日延一陣屋死立お候

○ 加勢侯の息女尚會津侯御合分
不日此書様候死結てお候

日本

陣營

築立圖

英人之

寫真

出ス



甲府より来た人の語る所の甲府にては薩摩とありて
 市中一同へらとあるに士分は向ひ是迄もさう減
 らざる程に悦びる人もありされど市中よりは救米頂戴
 ふ給りのありし也

同卜人の同甲府勅書保々たる事と云へる人薩摩と云ふに
 頼りし舟召捕と入牢同組に築田監物の右の首藤殿と云
 同換入牢と云ひしが保々の牢内を自う絶食して飢死と
 築田は今必く牢内を存せざる額との由欄か何ぞ致す

上野日光宮標高十五日前上系より松吉の船出り、渡り、上野廣小橋辺より根津根岸金杉三河橋迄の領、町人共出、面以上系に延引お成、根津那とて去る二日三日引つゞき、山内に出、二日百五十人余三日より五日百人余のり

河原崎村十舟、當首二丁目市村社と藤登熊谷の船と大あり此程ある藩士お目引つゞき元物、来り仕打を元、その舟お成りさきし、おや感人の餘りお目とら、十舟を、程安一招に許すの纏頭をどあえしとあり、或は回舎藩の人ありと

四月廿五日、龍の川と新家も中世及根津高との間一里、橋亦有、建、捨北く字

道 及 勇

右者元末、漂流く老も物、在系、新撰組と、勤め、後、江戸、住居終り、大久保大和と、愛名、甲州、下総、流、山、おの、く、友軍、へ、多、向、以、終、或、は、徳、川、に、内、命、を、受、け、採、と、偽、り、唱、不、容、易、命、及、以、上、の、朝、敵、下、の、徳、川、と、名、を、偽、り、以、以、身、を、難、救、す、り、と、有、あ、ら、ば、仍、ち、死、刑、に、行、ひ、棄、首、せ、し、む、る、者、也

四月

江湖新聞

第四號



江湖新聞茅四集

戊辰閏四月九日

海軍より兵出の上書之由

官政有罪之私共一同乾坤之沿革人倫之大變之際會

仕是迄卧薪嘗膽涉恭順之涉起意謹白相與伏在

朝裁出のを材待居の度孫 所裁許有之の簡条中

江戸株尾藩の以領の密成の条と 所家の以領地未と相定

不中の中軍艦軍器不残涉兵上を裁成の占之式条

付過日海陸両軍一同より督府軍門迄款款書一封之保

一為勝安房等と以指此の儀也

所思召不身伺私意之兵計以意以甘思入の之私共一同等也

熟考仕仕之尾藩也

朝令と云々中宗家危急之秋

當りて及る征東師之列に加りて倫之心好方と一問其の

右換之藩士秋 徳川家之料理以て一市を

乍兄交秋累代活世之民一問唯ととて替余の換

并一人倫之大義墮地ゆる己より改名秋

徳川内家名相存の天に實は是を限り高武而六十余年之

所為園也一朝水之泡と物取の乍怒之天と童子も能

無一盾の儀と水将又軍艦軍器の秋

徳川家保護之器も早竟今日苦ある為と替存會

何事以て 内家之存亡おろす中々

天朝に彼及上の扱多る上内 内累代操江江云

之應もおろす中下の扱一問是迄之江流身之替存會

意におろす中上の扱も替りて是迄一問断然

決心仕人倫之大義を踏之條理も有無を無一也武々

条河将容有之江迄暫く代所一免也一盾の儀

且兵の對一粗暴之儀も免取不仕の只管

朝令とお改り人倫之道相立の迄歎形も是の若又

和共一同之歎形相費き不中替の乍微力奉り宿然

之 之相も多り六十余抄之海上海岸 之致以後

相も多り中換之仕心好方

天朝ハ勿論諸藩領海峯并打船印を交る如く
 手出し仕立安ん其も是迄之厚き
 漸号諭之持持松之船七運周仕ハ系撥發難求
 之罪之持存ふはどおれ同一心奉ハ此下も
 河軍代様ハ中上ハ忠懐謹令

辰巳月

河家海軍

○ 静寛院宮様ハ田安河殿ハ天璋院様ハ一掃河殿ハ涉立退之把
 小度河方横道之涉波様ハ在涉利意及之ハ新上之掃
 殿ハ懐印以下左殿ハ以掃接取以手替付以普請水之小度
 太之次方付以代事以ハ合世取取之類

○ 七日掃中少掃殿 静寛院宮様ハ涉利及之ハ西會と
 田安涉殿ハ以出取取

○ 北國筋佛位之撤文あり是ハ淨土其宗之ありに在り抱元
 天下太平佛道真證之八字并念佛の六字を籤の中ニ書
 之と表紙と一文中ハ佛款之ありのを付べしとの款意を記り
 事其偽の多し判然とハ以暫く後報を待つ

三月廿二日京都より宗對馬守へ浙達之旨

宗對馬守

今般

王政浙一新總而外國涉交際之儀於

朝廷涉元極站の並ゆ付るを朝鮮國之儀より古より東

征之國攝益涉威信をよめ並ゆ

浙昔報舟是迄之通りあま交通を學りて換家後之法

命以對朝鮮必涉用筋元極の旨を外必奉發補之

の旨以てお勤の条法 移舟也

浙國威おまの換之錢之力

涉沙法之事

但

王政浙一新之打極海外之儀別を原くお心乃四弊

第一洗法一吃發浙其公可有之奉

三月

○去之日舟戸田來女正并 辨原式於本補之方藩以不害

之廣有之付先拜英免一以右指手以并及至之發旨督

府冬條分お達以報表家岩等居分回安殿のし届出英出室

○當呂撲漢津泊之外國高船廿三艘内英船十二艘日亮

御船一艘亞宋利加船一艘同花術船二艘蘭船二艘亭漏生



江湖新聞第五号

慶應四年戊辰閏四月十日

京師名士 任以河書附字武通

今艘 王政新一新殊受高田關東以進軍也其以奉之付
 元幕府之制後之似也諸侯家族亦家東大定府幕其
 而國條在折之引速之引水法 任出以名勿備右以沙法
 七不待喘喘 道也立疾速引水以向也有一之式之引水以
 也之引水以附之新一新後引排又引只今乘排り亦委
 細之儀來十二日近内奉奉勢局一十出以損也 任出奉奉

但十二日以後引排之向也其當之受也而也
 進者皇人在國在邑之向也道程遠隔急速引個一

難お成り可成之に村之に命令進中達其
取個之面出中事

一 諸國万石以上以下に領并寺社領大是迄幕府に
出の振合を成る村之帳面相添意速民改後所
一 諸國之内元幕府より領り所并元郡代元代友支配
所後為元領上 但付意向大老之帳類写相添意速
民改後所に之出中事

但濟禎所之而之其旨了中出

村之帳

取却奉元國帳

村之帳

但帳類元法紙に之お強り

右之通法 但渡中問之度換之お違り

四月

上野沈之獨元幕門町比傍人二十九人惣代を計より上野に

之出之唯取書

下城之身之紙

之聽之持汚紙何之也其取入由之為

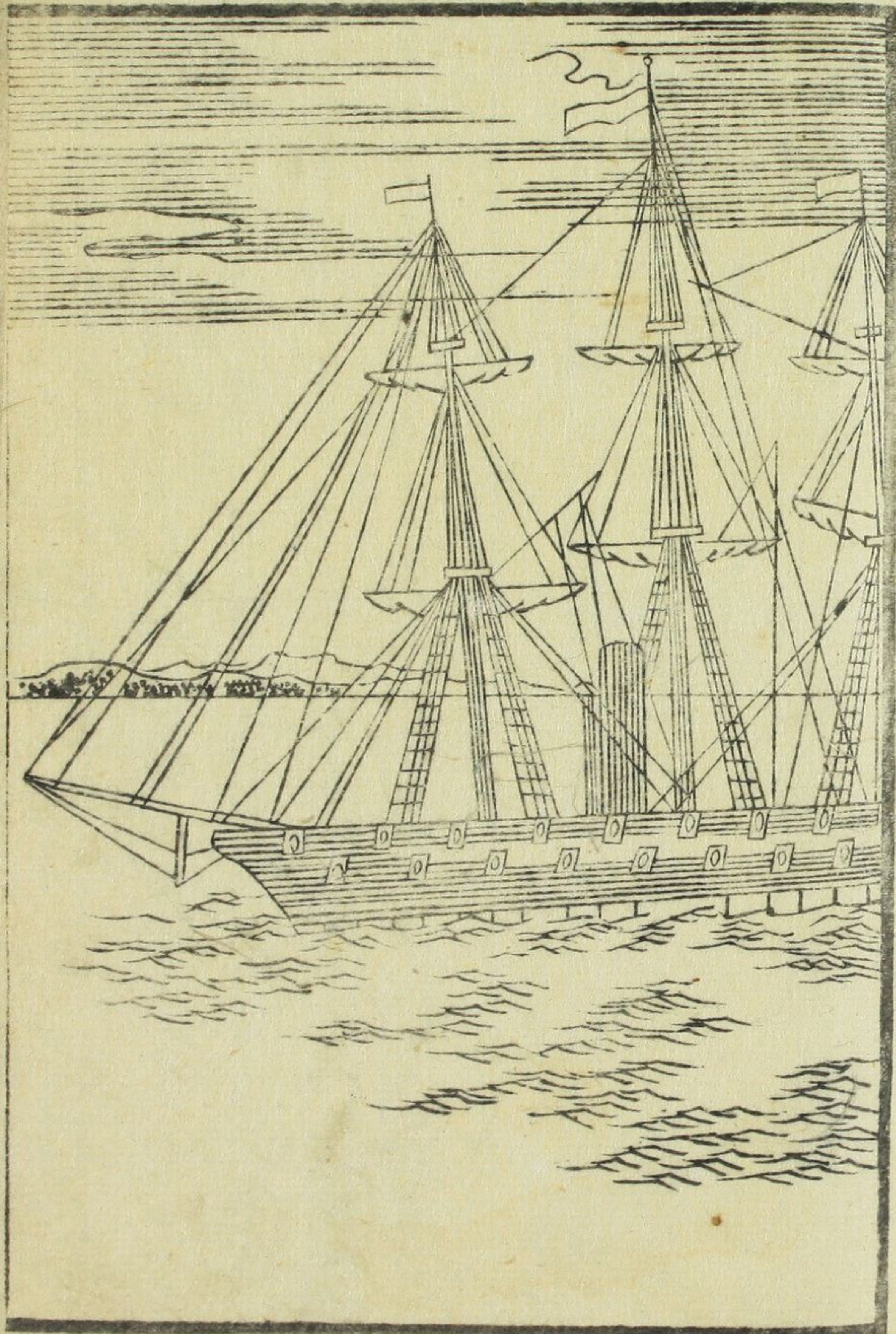
正月以來郡府之安危を之り小不之為思勿作之り日光

河門之換強城追河進率之為拉都下之生其強之為入之強



四月二日横濱今日新聞紙探得

三月十七日^{我二月}シト^{英領}マウスメラリアの都府新聞に曰
 英國女王の弟^{エドワード}二の王子^{アルバート}を三月十二日^{我二月}
 午後^{七時}許^{食の}後^{ウイリヤム}ニングとの^人と^{殺人}
 ありシト^二の道^地地^{コロン}コロン^ルの^濱濱^の方^向に^推推^察あり
 王子の^後の方^{より}刺客^顯と^疑疑^を以^て王子の^脊脊^を討^{たり}
 王子の^北北^側に^在在^るより^{刺客}刺客^再再^び疑^を致^すと^告告^る内^大大^勢勢^来
 王子^之を^生捕^りて^後の^城城^を吟^味味^せし^ふと^告告^る才^力力^凡凡^は
 と^云云^く年^齡凡^三三^十五^歳の^味味^信信^の貴^族族^{王子}子の^北北^側に^在在^り後
 一^時時^を致^すと^告告^る之^を殺^して^後自^殺殺^せんと^云云^ふ祖^父父^の志^を守^りて



夫遂ハ誠念ありとのなり同月二十六日刑ノ處ニシテ其ノ極まり王
 子ノ身傷ハ瘡治せし小童自されとの生命あり外奈まし

同兵庫ノ來狀抄傳

日廿人大坂通行ノ管林戸外國人居留地を往來ノ願を願ふに
 終る此後外人の爲小形道々同き山の麓を廻り道幅ハ車二
 輪を交す通好き程あり今ノ外人夫の無利とあり
 べ死月陽見たり

一帝ハ今以大坂の行在とお立七日程以家近ハ且子済お名兵庫一
 所下向ありと程の爲此一見高水心好ともありき事ありとの放るらん
 一大阪ハ以前の新国は舊四月十六日大阪以城内陸行付し



為人入込船其者の因歎を燒石小舟あてて大砲大茶ころり
 石地方面破裂一人まゝ内新死に人海自為人あり
 ○上抄より事ねる者の鳴小小乗上孫女同因槍を村に移る無勇を暮り
 其勢千餘の村より一とく多勝安中者井の二層の人殺差向
 五日の初めの續く報抄る小戦及び安中勢利ありと以外
 あり一軍一軍の事と詳多と伝
 ○加抄彦の北國筋余河脱走のりの法極劣落抄長抄と中一
 後トておの好青河河有之且ツ長抄の事と縁越後の
 新澤におおりの外と中

江湖新聞

第六號

江湖新聞第六号

慶應四年戊辰閏四月十二日

日本政作あまび内札の鏡

模倣在留洋人某の著せるふあてに本國録事堂へ送り

たりと云余放あまび其筆跡を傳うりや文の長文なればその

大略を摘録してあまび全文の返る翻録し別冊として出さる

○去年以来日本の内札一冊を今日の内札及ぶる此筆跡を

論ずる者 帝の政府を称する一冊を政府を唾棄するあり前大君

み元祖一冊を政府を警言するあり何れも其見同し感はされ自


己の私権を鏡と譲り正統と名づくべし歐の諸君ありて

日本の政体國制を知らざるもの俄に新聞の鏡を傍り威放を

以て其形勢を論ず大なる繆を引出さる一余今其大略を概述
せん抑徳川家の政体ハ 家康公以來二百餘十年之間封縣の
割分ゆへ諸侯を鉗制し歐州中古に擬する唯是る所の
帝あると有らざることを外國の交際始りてより日本の諸侯皆
自主自主の正統あるを悟り隠々 徳川家の馭済を免れんと
此のありて 徳川家の制度を更張すき威權漸く衰微し
強弩之末勢小類を且つ南方會盟を為す 帝を擁せんと
前大系京都の戦小紋と一類 祖先傳業の大権を失う事
の然りしむる處るれども 帝家の大旗の日本に於て今以て
多少の恒重を多きり叔會盟の方の之儀と稱せりとの魁首と云り

其餘の諸侯ハ班不列せる迄より政事を操るの法 帝を戴き
議院を設け議官を置輿論を同じ歐州を君裁制の國体を擬
し頗る開化の進むが如くされども其事業の全に事を治る
爲し其故何ぞや之を立君裁制と政治政州の行りとの勢を考る
小封縣一變して國君擅制にあり擅制一變して裁制に及ぶのまじ
封縣より直ち裁制の變せりとのをえん今 帝は政府の
額の兵員全額ハ皆會盟より出せり會盟一度及解其
帝ハ再び原の空位を擁し給ふべしこれ政府の實權を京師の
所はるを據るなり且は會盟の徳川家を偏執するの一会の初まり
之際私意を伸し既し長崎の三藩の確執起まりとすけり

○會學の兵に戸小東り前大君に戸珠を去り給ひしと
 一月小及ぶに戸市中に依然とて會學の復せし且ツ仙臺を
 會學の村に是れ後依流日光下徳の兵隊捲起して徳川家を
 助く會學の兵を昨日の勢に同たり或は曰く 帝の
 勅使の迫り来るに戸を去るべしと果して然らば横濱に再び
 徳川家の有とあり遂に日本二ツ小あまの勢にあり内乱を
 続きを平す日何らざるべし

○外國公使の来る中不偏の鏡を唱へ是迫の條約を改め今日
 帝を日本の君と徳め明日は又 前大君を政府と名け日本の國
 勢を殺し  平と保えんと欲せりこれ外國公使の欲するに非ず

余が所見あり之を西洋に絶すべし之を東洋に絶すべし
 今東洋に睦の民漸く開化の域に進まんとせる處なれば之
 を痛之を偷し造物を我歐洲の人を顧愛せる恩に報ゆべき也
 ありに其内乱を鼓舞し生民の兵刃小若しむを傍觀せば天
 理人道ニツまらざるを況や日本の内乱打續くは交易の
 利も皆衰へ條約の甲斐も亦及ぶべきを返りて然らば外國政
 府より何れを助け何れを還くべし歟曰く日本人民の進慕せる
 威權ある人少く吾曹の爲め好友なる人を助くべし是迄
 の外國交際を回想せば自ら其人ありて誠とみるべし 前大君の
 或は其黨の諸侯會津の如き他日日本を回復せしむべしと外

國政府の信する小室は朋友の難を救ひて条約の大眼目
 ともいふべき信義の實行ありと東洋の終て我國の英名と
 失ふと失はざるを今日の一番小あり或は曰く日本北方の小あり
 密ふ前大臣を助けん事を欲せる一友ありと魯西亞の事
 ありて歐洲の諸強國の止事を乃せ 帝政府を助け東洋の
 衛平を保つる策をば再び東海に戦を東洋の國に殺す万の
 生血を以て日本に洒くべしといふらん
 この文の横濱へラルト新聞紙記者の著す小あり既に中國
 送るの影写紙を載せ刊行せるとはよく然るや否やを
 ありて

當月上旬水戸にて梅野某の兄弟あり人亡兄の爲に復讐を
 せし事あり之を望むの兄の先年を平ふく札を書き生堂より
 殺さるる一者ありと云

總州小松平大和守殿の陣をあり當月二日脱走の去隊より
 之を陣を引後ハ横掛合ありて小松平目遠延引入レ同日
 至り陣を預りの重役某切後つて之を上る由後の報あり
 陣を全穀もおる所へありて

四月三日出板横濱へラルト新支紙の傳

此報會津の本據の松の近所にて友軍と會津侯の兵隊
戦争小及び一処友軍の隊長陣没一兵士三百人生捕
たりとの報告を傳へりて其を知らされたる故に其の知れ

同七日べラルト新支紙の傳

昨六日英國蒸氣軍艦サラミス 横濱へ入港英國のニストルハルリ
ハルリス及び附屬の士官一同此船より來居せり

英國のニストルは去る全曜日即ち四月朔日

帝の孫獨り一羽翌二日同國水師提督ハルリケフル大船三人を
ロドニー船へ招待せりとの大船中の一人ハ

帝の爲めの叔父、當る人なりと云

右のサラミス船の昨日夕方第六時再び兵庫を向て出帆せり

横濱

ゴロブホテルといふる旅店ホドモニーと云人止宿せしが去五日

夜三時ありと睡を覺ませしに曉光滅へ寢室の扉を叩きけ

陳問より明り透て見え隠々足音ありて其室を過ぎ扉の方

小柱なるがわいドモニーを起さく之を捕え其頸髪を捉へて一婦

人より同人の妻も起來りて燭を照し同宿の者ありて人あり

捕えたる婦人を捉へて其顔色更に憐れむぎ安態も多し緘

情判然たり蓋し此賊婦槍先にて物を次照し其の罪を

江湖新聞第七号

慶應四年戊辰閏四月十五日

閏に月九日出板横濱へラルト新聞紙譯

- 一 江戸近をて東西之支軍戦及ぶ事既に七度と云まう七八日
- 一 双前八兩日の間、五六ヶ處の合戦西軍常に利ありざりしと云
- 一 薩摩ハ當昔撥米と差支困弊及びし雲孝に別懇の大名市
- 一 且云まう米を乞ひ受家来一圓の飢を救へる由あり
- 一 亞墨利加花脚船ヘルマン船日か小て雇上りてお救うる多き上方
- 一 あり廻りの兵士輜重を積返ス為る云々一當今友軍即ち南方
- 一 會學方の凌辱分昭るべ之を緩ふりの少き云々
- 一 加賀 會津 仙臺 南郡 其外小國の諸侯一同より

帝(上書)一假令如何様も後(ゆ)とも新政府(新)取建(付)
 其(余)の連判(雅)仕且(ツ)南方(の)士(少)く(以)戸府(を)守(り)の
 候(も)断(然)不(服)の旨(を)奏(上)せ(り)と(す)及(び)る

一帝(の)浙(有)様(ハ)當(節)藩(慶)長(州)の奇(貨)と(ま)う給(り)以(て)諸(侯)
 (ハ)蓄(志)と(違)ま(る)臨(み)帝(南)面(し)て(お)い(す)の(と)い(は)す(不)然(合)
 放(武)門(の)熱(大)將(と)稱(し)甘(ん)あ(ら)ん

一右(の)如(き)者(様)の折(並)ある事(を)憤(り)の寺(院)最(も)多(し)一既(に)
 京(都)の僧(官)い(ろ)る事(勢)ハ 帝(の)浙(職)事(を)ざ(ら)れ(ば)神(仏)
 (の)教(を)遵(以) 帝(之)浙(為)る(力)と(其)交(度)を(あ)せ(り)
 若(し)寺(院)の強(綸)定(ま)りて(後)と(す)其(威)力(を)南(方)

諸(侯)の會(議)又(ハ)小(國)方(の)軍(強)より(も)却(て)盛(る)人(一)抑(さ)の
 國(々)宗(門)の人心(を)得(威)權(有)る事(單)と(す)る程(を)其(が)
 帝(ハ)其(建)言(浙)操(用)控(さ)え(る)事(を)形(な)す

一英國(海)軍(船)隊(ハ)今(以)て兵(庫)大(坂)の西(港)一(艦)隊(を)せ(り)

佛(國)巴(里)新(聞)紙(之)繪

佛(國)の帝(ハ)夜(更)后(を)侍(以)み(ハ)戲(場)一(所)幸(り)て(遊)優(を)
 所(悦)あり(し)小(婦)人(も)々(然)嘆(の)仕(お)を(勉)め(り)の(有)奉(未)
 着(衣)女(あり)て(次)女(と)も(さ)く(絶)た(り)し(が)其(の)業(極)め(て)死(を)出(す)
 殊(小)美(の)候(も)舞(臺)を(知)り(ぬ)る(人)も(多)し

重ぬものもあつて皇后その絶望を清盛の阿母り其の涙の
出さる事の内あつて こそく清盛の女を不慮に奪はれしもの
わけを清盛に尋ねしにこの女初もそのわけを答へず其の
清盛ありて清盛の事さへ清盛の阿母りしもの亦この
事此の妻の身に就上に切をたすめしものを思ひ出せしもの
阿母り持のたつて妻友を奪ひぬハ子代中と奪りし男の母を妻を
取たりゆらんとして此の親へ預けしに妻が身より清盛を
うこそし清盛の美令とてゆら清盛の親とにも兼ひて清盛の今
せん御もく清盛の阿母りしもの此とたりせめし其の十フラン
ゆら清盛の御もく清盛の阿母りしもの此とたりせめし其の十フラン

いやさきわさを清盛一人の母さへあつて清盛の阿母りしもの
思ひのたの在るゆゑに清盛の阿母りしもの此とたりせめし其の十フラン
慈母のわさを清盛の阿母りしもの此とたりせめし其の十フラン
らひたつて言上する 皇后そののたつて清盛の阿母りしもの
その便りしものを清盛の阿母りしもの此とたりせめし其の十フラン
せら下座又老母の養料として外に五百フランクせき賜ふ
けの清盛の父母たつて清盛の阿母りしもの此とたりせめし其の十フラン
皇后諱ハユーゼニと中と替り 西班牙國貴族の嫡女
ゆく美人才女の美色ゆかりが佛國帝 那破倫弟
二世の皇后となりし内政の云々ゆかりの國務さへゆく

辨（辨）へ飛（飛）しる既（既）ぬ 國帝（國帝）此國（此國）一行（一行）在（在）の昔（昔）の機密（機密）の
事（事）など當（當）りぬお方（お方）れは當代（當代）の賢（賢）臣（臣）なりと皆（皆）人稱（人稱）し其（其）の

一 近（近）く濟軍艦（濟軍艦）三艘（三艘）上方（上方）の海（海）廻（廻）してお成（お成）候（候）是（是）の事（事）も濟勅使（濟勅使）方
所（所）由（由）系（系）る目（目）立（立）ふ事（事）もかく書（書）

一 當月（當月）朔日（朔日）尾州（尾州）雲（雲）分の書狀（書狀）去（去）ル八日（八日）之朝（之朝）お届（お届）キ文中（文中）之（之）教（教）と
る（る）今（今）濟勢（濟勢）被（被）渡（渡）より近（近）く信物（信物）の押寄（押寄）せ松（松）中（中）以（以）近探（近探）込（込）
尾張（尾張）之（之）北（北）の向（向）ひの教（教）と尾州（尾州）嚴（嚴）濟（濟）人教（人教）之（之）事（事）も近探（近探）出（出）しお成（お成）
前（前）大納言（大納言）殿（殿）以後（以後）去（去）月（月）廿六日（廿六日）濟出（濟出）立（立）る中（中）山道（山道）筋（筋）より海上（海上）に

了（了）る之（之）處（處）右（右）一条（一条）之付守（之付守）山宿（山宿）より引（引）戻（戻）し此兩國（此兩國）お成（お成）候（候）

一 尾州（尾州）竹腰（竹腰）若（若）先頭（先頭）より詳（詳）しくお成（お成）候（候）處（處）當（當）旨（旨）有志（有志）之（之）意（意）と
之（之）七（七）出（出）し田宮（田宮）如（如）雲（雲）く意（意）を遣（遣）えと練（練）り強（強）勁（勁）を起（起）し此外（此外）に
風（風）は阿（阿）れども其（其）詳（詳）さる事（事）も書（書）さば

一 歩兵（歩兵）頭（頭）大寺（大寺）圭助（圭助）日光（日光）辺（辺）より會（會）津（津）より林（林）正（正）十（十）身（身）を使者（使者）と氣（氣）
長（長）くの人（の人）おられは當月（當月）上旬（上旬）會（會）津（津）より林（林）正（正）十（十）身（身）を使者（使者）と氣（氣）
若（若）彦（彦）より大寺（大寺）の耐服（耐服）刀（刀）を繕（繕）り玉（玉）以（以）且（且）つ若（若）松（松）博（博）下（下）境（境）迄（迄）自ら出（出）
道（道）にお成（お成）候（候）軍師（軍師）之（之）禮（禮）を以（以）て兼（兼）く濟（濟）待（待）遇（遇）ら成（成）候（候）事（事）も書（書）さし候（候）

江湖新聞

第八號



○今茲^{さいま}救^{きう}米^{まい}ら^らり^りと^と安^{あん}能^{ねい}優^{ゆう}中^{ちゆう}西^{せい}と^と達^{たつ}者^者と^と呼^{こゝろ}ゆ^ゆめ^めの^の頂^{たう}戴^{たい}露^ろ經^{けい}香^{かう}
有^あ之^り市^{いち}川^{せん}園^{えん}花^か一^{いつ}人^{にん}難^{なん}有^あ幸^{さい}幸^{さい}と^と存^{ぞん}宮^{みや}之^の以^{もつ}救^{きう}米^{まい}頂^{たう}戴^{たい}露^ろ經^{けい}家^か内^{ない}一^{いつ}回^{かい}お^お食^じ食^じ也^{なり}
餘^{あま}多^た之^の園^{えん}子^こ被^{おほ}有^あ名^な之^の俛^{みづか}優^{ゆう}偏^{へん}く^く之^の記^き當^{たう}世^{せい}報^{ほう}之^の心^{こころ}掛^か感^{かん}入^い心^{こころ}之^の

○甲州信州より便ありそ彼地の事情を傳へり分八号、此に

江湖新聞第八号

慶應四年戊辰閏四月十七日

某侯之達白

受ハ兵庫より書信中得テ姓名ヲ刪去ス故ニ其推レ
 たり知レズ毛利宰相の上書多クといたり或ハ回加賀彦
 之達白ありと何事モ説トすべき條あり行文の間攝リ
 テ論トす事不前説終ラ不似たり姑ク後日の確報を待ツ
 微臣あし 殊恐誠惶頓首とんすう 七愚衷ぐち 也建言けんげん 以徳川□□後
 去ル正月中思多ムも有對あひま 鞏下かた 護炮ごたう 仕ハル及跡昭然せきせき とい
 天去あま 下ノ進討しんたう 上付かみ 以処不費いそ 日不務ふむ 時賊去とく 平治仕
 □□板據いた 七奪うば 七東道とう 被ハ余ハ 官軍くわんぐん 戒い 馬ま 功こう 云々中

天威不可犯之儀与存存の是より京坂を初め五畿七道の
民庶氓隸のゆる迄 皇恩 聖海を甘く仰 王政漸一新之
折振恩威漸有まよの生を張く 漸聖德回天の漸盛舉の儀
□□迄討之 王師法を下の付諸道之徳督と 是を兵を
勲績の大賞を以て 親王の河妻にらぬ東海陸之諸道を進發
侍起 王師之別を所兵又の東の一月を以て東山の諸藩皆
王化之政隆仕□□の深く朝款之天冠之端り以事をも思 恭登
道をより臣子に心を和らげ 王裁之德以首謀之國を兵
番軍艦を兵上去の四月十一日の戸を引返り水産通塞の陸
王師之款をよりざるを存の故に 王裁之德以首謀之國を兵

共之為りゆもて正理遠明之法を不存只の家康以来之舊恩の
狂之非義之義之固り不忠之忠を以て遠 朝款之汚名を不裁
下之業の以て甘く築大吠竟之所業之及平由難計之文□□一才之
覚悟を以て法赫侍執恭明之實行お費り愈以 王師之以威
威赫お取の儀の儀の此上の早く□□附死之状 漸究捕ら
るに格別寛大之新業を以て 故出様兵お成以授返討大徳督の
聖物を賜の儀の執符を以て 恩威並行也 王政の回業之
大弁大基にお立 皇國大平不汚之全策を以て三月以
来 王師東山の道より江戸に進之今以屯集兵を謀之買取分
桑桐之愈々天險之地に你入仕地利をも不わ永陣仕ゆ

如何に其の孤軍を以て客に臨み兵を降せ若し其後
 家へ大槓下集り及び第一□□□□家内□□□□恭順し通好
 面談静に在りても寛大に以て其を治すは徳川の家名全く虧
 損ありは付 敵意と雖も謀り決死一戦と様決致窮敵却る
 嚙猫之類に 且昨々抗戦し終つて雖針の此方あり
 且昨々脱陣を以て及被其一之平治仕而敵百務之上業此を援
 儀 漸成算出多とも彼我の同子等之生命を護り不幸に
 民を以て兵士の難に為難ゆりて幸大徳此に民漸愛撫し
 聖意も亦成り申す豈にや戦し務放り領あり却り心なき等
 今天の地理は得失の若し王無不利と事其の如きは是迄

所武徳を黷し其を以て王政の一彩を漸削るは關係仕
 痛ん不立の右に儀、出兵最前微臣
 采地と 下迄天下諸伯の首領と此 侍付□□□□家内共
 聖意に大に感激仕金 聖業を補佐侍、お達有とる安具家康
 以来二百五十年とる 系承の旨對勤勞侍應も亦一挙して関東
 要相一均の威業、之を以て今更相とる今河内内之領民
 聖徳に廣大なる不存 王に不従り去様を勅し徳に有し一属
 敵意とる弱儀、其業報は是亦之領民□□□□亦其意に上の
 兵器を抛て 皇威に降伏す仕に必要と儀、以 諸業も亦其得矣
 今も今日の一挙、拘り以て万微臣之故言 以嘉納とる其意

此下伏賊皆以幸志之由死之奉
奏聞以請其職惟取首領首

辰四月

辰

右之建白ハ右政官少之採用（まうり）お取仕事之之知事以文志其
實事之海軍轉叙是之秋候と云一何れは中嘉納あり之死也

○

国四月二日附之伏見分々末状中云

一 小山戦争一一条之付薩長去供儀之人數為援儀採出お取
大坂分蒸字船之出帆進之江戸云と有

○ 信州松本藩陣之治進有之松代も危キ報會時之退之兵渡

後押出之由之相同一の舟系此信之尾物之由人殺儀信州
浪抄辺之大名旁の三日の由之候之候之物而尾若田之余尾
之遠之供儀方ハ多勢の由之候
一 尾張元子代殿當番大坂の之由之候進之由之候

○

後府在任之役之ハ先頭之由之候之通リ之定也

後府勤番 十八人扶持 （代） 組方 十八人扶持

町守方 十人扶持 三組同心 或人扶持

甲府之由

或百儀以上 三十人扶持 百儀以上 十八人扶持

那屋任二之男尼命の武人扶持宛と下甲信致と
園門警備湯を命せしむる

○孝子のはま

孝子あり母子はうきくまめくくさきどもおの母
孝子をほくめる子ほまらざく毎夜難問すと
いども唯くとくくさきりそむりば孝子り

後者りの子娘若る小忍かれとも親なるの名あると
必くすく絶すべし御まき身返きそそ来れをまらふみ
独る小歳若あり彼母の夫の母ありば猫の化るも結
たると徳をむねく候るに及びさしめく母の猫怪なる
を志るに赴きと形子被母小似るを以て孝子ぬせ當
るの徳のすすく候るに命を奪は是れおひく義者
竟る猫怪を祈て孝子のとまひをのそりすとあり

○所役人小習て回

二月下旬の始ありか 大君上孫小所恭順の祈
搦台繁小信る所人素その身系来受といふも秘

江湖新聞

第九號



價八分

大君一躬の事件トより今日の御恭祝何ともし思入ハ儀ニ
 御ノ不レまりとレ不敬ノ罪ヲ免レ許スあレば何年進レ給ス
 たレとレ思ハえレどレ恥ハらレふレあレうレあレも殊ニ務メありとレ可
 役人ノありとレも整キ徹スある品ヲと大義院ニ進レ給スのレなりと
 傳ヘ之レ百年末ニ思ハ給スの若シ時ニ所人トもレ形ノどレ

○
 皇上あレ大坂より河津ニ乗リ船ヲ上レのレ在ル水路京師小ノ還ル河
 づレとレのレ新字をレ好ムとレ悉ク九編ニ出スとレ

江湖新聞第九号

慶應四年戊辰閏四月十九日

横濱出板ヘラルト新聞紙ニ付

○ミアカとツネノ蒸気船去ル十日去度ヨリ當港一蒸氣船ヲ新
 開、曰ク上方ニテ大ニ兵隊ヲ集メ、一蒸氣船ニ乗リ、
 尾ハ會津方先鋒ト共ニ進ク攻奪スルノ旨進出ス放テ

○ミアカ船一上方勢二千五百人ヲ乗込、東洋ノ海軍掛
 の不取扱ヨリ傳ノ人数ノミナシ、又キウシウ船中八百人コソリカ
 船ニ外ニ進ミ、後傳ノ兵集着、
 〇大坂方ノ新聞ニ曰ク

皇帝陛下ハ去ル七日左様ニテ、
 〇大坂方ノ新聞ニ曰ク

控はさき渡河の南岸の兵隊を以て獲清し河船の潮小臨む
 京師を扈從中上より 朝廷を以て會津の侵襲進進つれ
 たりと寧ろ統よりとく泳ぐ之を恐怖し玉つたりとを
 ○日中政府の所新大坂表外五人居尚地の測量を執り
 ○兵庫よりの新團と曰く去る十日早朝日本の兵隊戎装あり各
 兵器を携へ或ハインテール銃を持ち或ハスピールスと先込銃を肩
 ふし大坂の方へ向ひて行進せりや向ふ所を同ひし小會津の兵進
 京師の近き侵襲を以ては中上より付 京都を獲清せん
 ありといふるやの形勢を以て會津藩の之を謹慎緘禁せり
 りハ全く虚説なり

四月十三日 田安中納言殿河 宅傳之妻在之山達有之
 沙書付く
 朝廷寛典を
 河邊を以て徳川家名法 天下之間上下一同謹慎に在る之旨
 先達より 達を以て徳川家名法 天下之間上下一同謹慎に在る之旨
 諸所屯集暴熾相立此際全く徳川家名法 天下之間上下一同謹慎に在る之旨
 所業より 徳川家名法 天下之間上下一同謹慎に在る之旨
 度より自給給局より 徳川家名法 天下之間上下一同謹慎に在る之旨
 萬事之間向後會以恭順心得連合し 徳川家名法 天下之間上下一同謹慎に在る之旨

府上系世一安之方薩く候て勅王く志く有之報附る
此後開藩しつて是上旨去九月二十日也 何故何也
主人の中河清信之使役重次身中河清信上右左衛門
長州之薩くも主人宛長州薩本村丸尾門と申共都合
二人重次身中河清信同日月廿四日京地薩是く也

○
官軍の加り江戸の来りたる尾張殿兵隊の圍許切迫り候
總督府が立札届く上りく備國世一也

○
當月二日周州藩の内定某外有人日光中禪寺に宅を致し
来るあり石くも右内は奈込に狩二五河門石階に上り上り候
る立止り候報打ども進まば依り家所の抱に於て重次身中河
清信之使 河津殿の上りあり候と云ふ一候小 河石く同に
進み 河内陣に涉階に在り河津掛を擲擲て 河内陣に
の體を勅し涉階具に空を吐きまか猶 河内はあり奥院に上り
とせり一同由て之を審め漸く集知の事 ねりり候
此一候の日光が書信ありとて友人某寫來りて余等共
切齒約腕せるもの也抑日光内宮へ候 神恩を崇め候り候

正月二

九

武掄ぶらう孔くわうと洪業こうごふと表あらわし昇平しやうへい鼓腹こふくの大徳だいとくを踴あげざる事ことなれば思おもふ
朝廷てうていより 官様くわんさうと名な 沚門しもんと名なは揚あふ 朝廷てうてい思おもふく返かへの寵ちゆう誥ご
至いたるより六十ろくじゅう余州よしゅうの蒼生そうせい都鄙とひつ之尺しちと量りかふと統とべざる崇たかすま
夏なつと怒いかるさるものほ今いま美みの大業だいごふよりて 官軍くわんぐん東下とうげし護長ごちやうの
士し之の不ふ加かり日光にっこうに登のぼりせし人もつり抱かかるもさる自己じこの身みか
多おほく致いたれと表あらわせるより今いま是こゝ至いたる某たがひ假令かじやう狂人きやうじんとせし酒類しゆらいとせし
かくをれと及およぶる何事なにごとぞや此こゝ件けん実じつに抱かからぬ獨ひとりり我われ 神かみ意いを
輕蔑けいべつせるのそちりば係あひて 朝廷てうていをも侮あげ慢まんせる呼よぶのそ色いろ
若わくそとせし余よ曾そて同おな昔せき某たがひの候うけい兵へい庫こをさるす楠すな公こうの墓が門もん
る必かならず下げ案あんし拜をせざる後あ者しやうを放はなす同おな候うけい回かへく楠すな公こうの

王朝わうてうの忠ちゆう臣しん千載せんざいの下げ武門ぶもんの忠ちゆう臣しんと仰あげざる人ひと之の身みその身み
正ただ之位ゐを進あり揚あるるまれば余あが下げ案あんして一ひとれせんす忠ちゆう臣しんの身み
ては官位くわんゐのありては固こより忠ちゆう臣しんなりと平相へいしやうの墓が前ぜんより
同おな下げ案あんあり後あ者しやう又また其その故こを問とひしに相國しやうこくハ人ひと多おほく大
三公だいさんこうの人ひとあり大凡だいばん之の言こと列つらり大位だいゐ極ごく官くわんの忠ちゆう臣しんなり人ひとら
之の呼よぶあり後あ者しやう又またハ姓せい氏し官位くわんゐを以もて呼よぶと名なと止とむす
を乃すなはち名なを呼よぶ時ときハ公こうの字あざなを添そへし一ひと是
朝廷てうていを尊そん崇そうしざる故ゆゑあり相國しやうこくを道みちと稱なづけ官位くわんゐを疑あへし
剥むきたる者ものハつらば所名しよなを呼よびんをさるるく思おもふありては
墓が前ぜんをさる打うするものハつらばさやとあり候うけいハ寧ねい々ねい名な分ぶんと

江湖新聞

第十號

定價八分

朝の礼節を毎一方人とあぐり今我

神君

朝廷の恩徳を極め給ふる素より平相國の如きみは功業

の盛大なるある楠公の比るんや百万の生靈望峯の若しおこせ

救ひて平の安昌系せ給ふる懿徳天下の人民皆よく知りて

尊敬と尽せる所は是れ其さうある心はあまき小貴族の分

を顧みばうそに礼不敬の振奮を尋るる武士の儀法は云もその

人間の道をも辨へぬ奴輩と云わんぬ天人両なる決て之を

免まの理は故に余今この事を公布し偏く禮儀を知ざる

もの、驚くとん

江湖新聞第十号

慶應四年戊辰閏四月廿一日

新家臣より 系部に宛たる嘆願書

徳川□□不測 天譴を蒙りしより以來 益疾恐懼自ら
 省責し彼の受天小父母に号泣する小ひとく一言是を
 弁明するあたらず 只管恭順するを祖宗戡定の功を
 以て開創する所の基業を失ふに及ばず 毫末も怨望せざる
 小兵力足らばしと自辱し 寛を請ふと能はざるに非ざれば 只君臣上
 下の倫理を正し 且天下萬民をして 漢唐小藩らざる
 めんが為小其家を携て顧み 皇國の治安を希ふ乃
 心切なるが故より古今史策上小於て此の如き至恭至仁の

人として微臣ホ□□の恭順不辨憚一今日のつるまで祈り拒命
 妄動をなさば氣を吞と息を閉ぢ謹慎を奉と一 天乞乃
 挽回を懇祈する外化あり比日□□君臣至殊漸く 天廷へ
 貫徹一仁厚の 恩詔を賜り感戴不堪むと推ども尚又徳川氏
 の封土を獲一後嗣を立てらるゝの 詔を待せば是微臣ホが悲泣
 堪ば萬死を冒し一哀訴する所あり仰ぎ願くは
 皇慈を垂賜ひ近時毛利廣封父子寸地も削らるゝは官位
 復舊せし如く至寛至大の 恩典を下さるゝ事と
 聖天子上小在屯天の終りて紀綱を維持し多事公昭正大され
 ば彼小辱く一々是ホ為さるゝ 聖断の必らばなきの理され

奸邪の黄言 天聴を掠め 恩海同トくさる事一は
 微臣ホ義小仗と□□が寛を祈一徳川祖宗の偉勲世々
 皇皇治邦の績ハ廣封が祖元祐以下子孫世公の勞と何と云
 大何と云小なるや彼の父子冠を得るの日 官軍を抗禦し
 自ら自保の私と為せしと今日□□君臣の行密小推る何れ
 恭つとせう不恭するや日を同く一々悔むべからざる義を仰
 あり為に至公の 勅裁を乞ひ奉らるゝを得ば若し 天啓微
 臣等が鄙衷を懸させ御小辱らば同志の臣庶忽ち
 帝國の邊り 皇國の爲に二三の奸邪を斬戮する後結
 の臣庶一時自屠剔腸一握の熱血を以て 階下小崩ぎ魂魄

七生を加へて以表作を達せんとし愚黷此の如きの際方寸
錯亂冒昧唐突非礼の放言を献じ獲小投ト誤小伏ト連徒
十族小及ふと雖も小釋さる小所あふべ殊死誠惶死罪頓首
謹言

慶應四年戊辰四月

徳川家
決死結盟罪臣

おしく上書ハ素師の役中く得る所あり成り曰くとの書山岡同
盟の諸侯より矣羽鎮撫総督へ先出ト太政官へ出さるる
りのと文を披露して傳ふとわづめも然るべしとあり

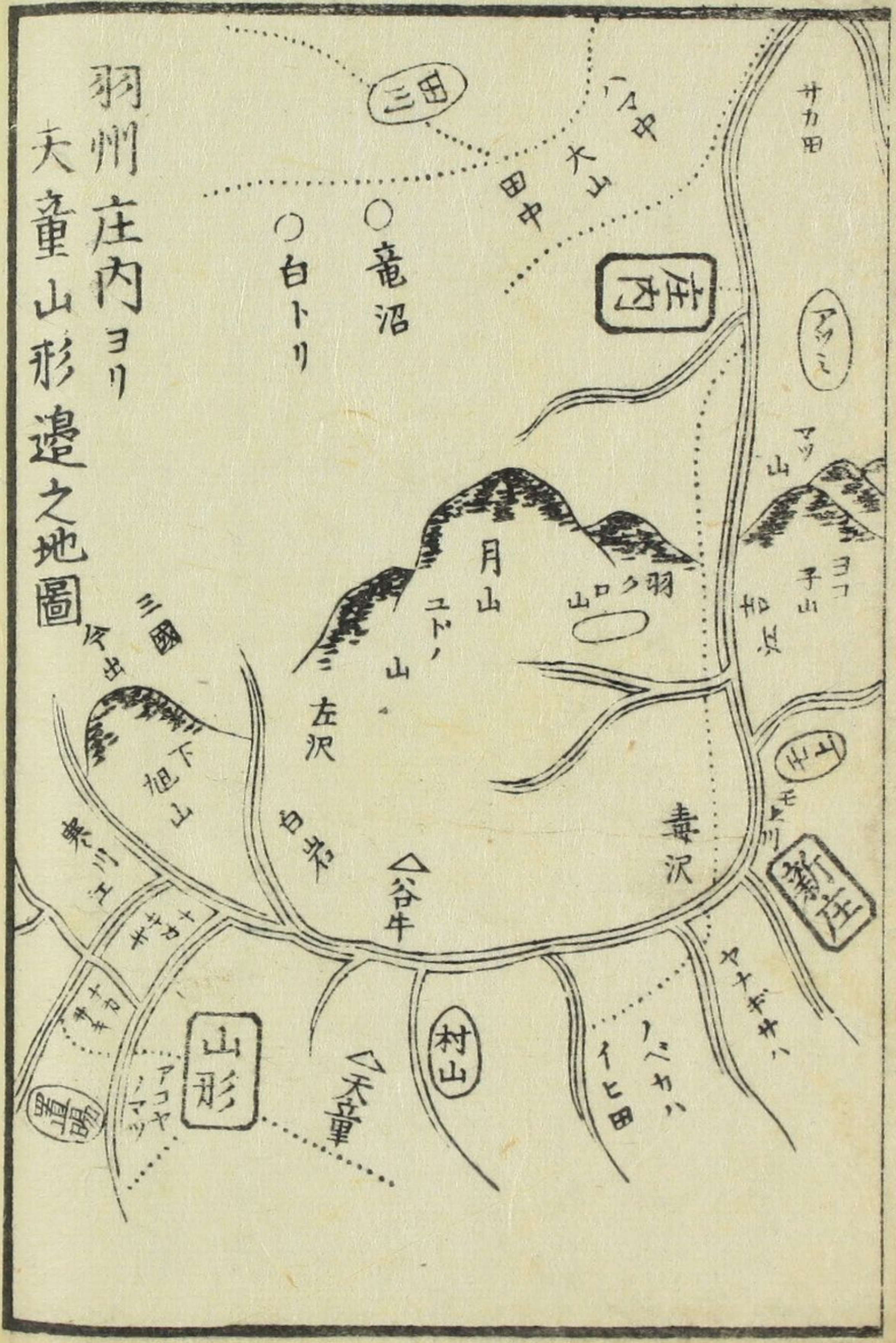
○出羽山形りの東林、曰く

四月二日庄内の兵隊熱大福酒井兵部高千代八百石副将原義助
高千代軍師加谷孫清助先陣中村清茂、之余新徴組とも熱人
数九千人羽州天臺へ攻寄せ戦畢、及び天臺城内不敵焼失
市中も少く類焼のさへまうり庄内の兵山形へ押寄せ陣營の爲
山形城を借受々後音掛合、及び終く戦畢とあり最上川於て
二日の間合戦あり、其内官軍方の仙臺の人散退、馳加り澤三位
殿も新庄迄出る跡血戦とお城高、山形市中老少の者が在方へ
至退き壯年の者のお渉り一同戸をメあり、今今合戦最中、

四月七日

五月二

十三



羽州庄内ヨリ
天童山形邊之地圖

○同日月十七日箱根より之東快く回
去十二日夕割脱走方三百人余相物出精より上陸箱根
打越守付小田原侯人致六百人計以十六日夜操出右之脱走
方は掛合之筋より沼付箱根(出渡お茶)の坂

正朔二

十四

注池二

一三

小栗上野介後去レ正月申預レ通土ト是日ニ仍付二月廿八日知行所
 控田村一向々出立ト是日官軍松平右亮
 板倉一計取松平鉄丸人数凡ニ百人程ニ倉宿送レ探出ル者凡
 網目權田村一押寄せテ多々者ト是越上野介父子征伐ニ後者
 熱督岩倉殿一下知有レ之ト取レ違レ一控又大小炮一取レ後者中
 写レ有レ兵器一取レ後レ且中一控レ以レ儀有レ之ト舟將又一儀一控レ
 了レ出音去レ二日掛合ニ有レ之家来レ三人小者三人百連レ羽差レ日七
 附レ之ト後レ兵旅宿移レ同日熱督よりレは仍渡レ船一をレ以レて又一
 是召連レの家来一大小兵上レ同七日高勝町并レ召連レ是守レ之

筋一もレ受レ申一屋密一引連レ又一初め家来一三人大斬首一小者
 三人一八一軍一軍糧官軍一分一出一軍中一後一右一小一者一の一言一勝所一控レ
 控田村一より一出一倉上野介安營一兼一合一以一受一以一六日朝一四一時
 三倉宿西系一お一以一尋一尋一筋一も一受一上野介家来一三人一と一斬一
 首一つ一同人家一法一道具一取一不一藏一荷一造一り一い一つ一何一才一以一死
 持越一の一首一兼一り一及一之一後一出一南一前一書一と一始一末一中一受一々一分一間
 此一後一以一届一中一上一以上

閏四月

小栗上野介平生果斷の人一と一公一の一為一小一私一を一忘一と一國家
 多事一の一際一臨一而一折一撓一未一だ一只一獨一合一の一性一を一以一世一上一の一鏡

多くきよまきか ちりりいんち さいりまき
 性々毀譽相半せり 権勢その凶報ハ皇國に取れて一個の
 人物を失つたといふべし 且て罪を論ぜはて過を饒めば
 直ちゆえを殺戮せらるゝる事 寧ろ致知ぶれどは人才
 を惜み忠臣を憐むむの意ふゆふに 持し信兆の民庶に愛
 持し清教を哀とも是をば之を天下の公儀に質せんのみ
 此の議論を論じ匿名め余が新聞局に投書者あり候てここに
 出は

○近郷近在の地を頼り
 己の命を以て入るゝをふみ候



定價八分

江湖新聞 第十一號

江湖新聞第十一号

慶應四年戊辰閏四月廿三日

○横濱新聞紙の抄釋

新政府政を採りてより既に三月以上及びられたるが維新之處
 並にゆるぎなき兵庫大坂の両所とも依然として交易の利を失ひ
 横濱においても新政府に替りて以來運上二町の諸務規定なく
 舊政府の諸役人外國交易の事情に通じることがなく
 且上坂の行在り 玉製の萬全を待たぬの策をあらはれん内
 なる後下りて漸く還河に及ぶる事あり
 北方會社の諸侯の死を決し断然南方の政務を受くる事成
 肯せん戦事及び血を流して以て其旨を達せんと欲す

今時の強兵ありて其盟主となり南方、坑抵せるるれ會時の
つらん限りの南方を獲獲を東北の緒道不張らんと其策の行
つる事判然たりさるる會は小國の兵を率ひて連戦し
兵威を以て南方を加へ徳川氏を回復せしむるを登し

○

當月十七日佛蘭西の新公使ウートルー佛國を御船よりス
みく來茲せり是ハ佛の公使レオロと交代の爲まり

○

同日五月五日大坂ありて所存告

此後大徳督官の言上も新も有之徳川□□降伏謝罪す何

天裁の有りて、非常至仁と 敵意を以て寛典を以て

三月 休出の儀之末、七日 還幸すお在の旨と 休出の旨

七日寅刻 内侍所より出輦 休守口より昼休牧方より泊濃城

八日卯刻 出輦 西登城南宮より休六條東殿 還所

還所より上二條河原を以て 皇居より 控回所あり 萬歳

三月 團食具の儀は屢々 濃華の 行幸より 控行する所

地理の圖り追々所造營にお來る旨と 休出の旨

○大坂ありて 休出の旨書附

此後大坂道傍地利を撰り豊國大明神社祠に造營す
春園恩顧に諸侯士庶より近寄附隨者あり旨と

一七再び去度一海を去るに兵士のつぎも船を悩める所の雇船と
 あり一に船を兼取せざる止二百人の中にて船長等の五十人
 船五十百横濱若狭り或百五十人の大急ぎる陸海を去るべきに
 具の亞米利加船御船コスタリカをよひ上ヶ兵庫より官軍を
 運送方中候に同船を扱人の兵士を東國へ運送せん
 好まらば具の中交の規定を背く事なりとく之を断り
 たるより横濱なるその時なり
 薩州より此後佛國士友を雇ひ陸軍を學の傳習を
 するとの風説ありいざ詳あらば

○ 船長のはかり

一八中よりあるまじき船長のほろりなり大屋店子候に
 となくおろしこれにさすかにいさをせり御代に
 こそく海もあれせとむちや御代二角の物も大屋を
 店もおろしし海海揚るものさど使ふなりしと此の太
 御利益のつりしとさすつど人多くあるこの裏
 ぬるもの候なりとくなりはねがれり店子もはげしくその目
 送る者ありしとさす性もさすは候船長もさす
 かの押さるまじりてふものをほうむり加持まじりの
 たらんと思ひつれしり候り大屋店子もか
 なるものにてさすのさすはなるものなり

江湖新聞第十二号

慶應四年戊辰閏四月廿五日

○

徳川□□水戸表へ退身後も謹慎恭順之道をお尋し以て
全く至誠至意をお出先非悔悟の事以上の非常寛典を以て
江戸城に於て退避の上京をもて 仰出

啓慮之旨 大総督府へ 津沙汰五之儀付諸道へ進軍

之官軍早く引上ケ 大総督府へ陣有之旨

大総督官 津沙汰の事

後四月

東海道
大総督府
系謀

東山
小陸
真羽
官軍
隊長中

○
四月廿五日左の書付鎮撫使の口述お返の事會津彦
内清書、差出由

松平肥後退之暴動ニ及んば其罪魁ニ等々一等々々審
上の悔悟伏罪以仁慈を仰ぐに於て寛典にてお返し得
事と扱て波者 中沙治の事

内清書

中沙治の通縁有様儀傳得サ徳川家名に成行不見右内ハ
謝罪仕召為覚悟ニ成り召て也 中沙治守利の望

閏四月十五日

陪臣
松平肥後吉

○
正親町三條前中納言實宗卿中山前大納言忠能マへ関东の事
無以委任有る當月十八日兵庫より内条船出帆お返の通縁
船今日まで到着不致先日下田沖にて砲戦有る軍艦中一被三
多し歎西郷吉之助もあつと共兵庫を出帆せらるゝの説有り
未だ確報を得ん
岩倉殿ハ去ル廿二日攝府お返四辻殿并糸謀木梨精一郎ハ近江

京にお成り

尾州より来状中曰く先月廿日竹腰籠若先降浪人兵と
共三名古尾城に押寄せ城内に破裂丸を打込み天守焼失し
むおの軍勢中大山の兵隊もお加りゆけし極大山に成瀬隼人正持城
西て生る三百あり竹腰の兵に攻らば戦争有るに付勢尽て竹腰方
となり本城へ攻寄せたり存り由

去れ世に新四方次第兵隊百五十人余を率以江戸へ来着せり
上州より小栗上野介を殺せし高河に手に取らば実ハ新田兵
ありとあり候り後報を待たば事実明白なるべし

會津藩士某の文通

未得貴意に於て一筆致啓上候に當り新聞出板お成り付東西
の形勢人心の向背等一月に下り下り瞭然といふ事一夫此等事は初
目今に事務に付敵藩におつて和戦の事海ぬ何ぞお好致に實は
存り候と都下ハ勿論東西に士庶一同注目し甲子の折柄新
聞紙中虚誕に説有るに而も人心を疑惑しつさせたり候敵藩
士決死の世に増す述べ諸君にも存り候に寡思に担はば忠
神祖 台座の御座流にて公より君臣の分あり私より
嫡庶の族有り君家宗家と眞廢存亡を共に致さるるに
此の事三百年来封土を賜りて日々覚悟の事と云はるる

正朔

羽伏見に戦お起り

上振御事奉幸に寛政をたぬ 貞房君も亦同く朝政の

悪名をり 蒙りて天下に列藩に 官軍に属し 陽に

朝廷を尊崇し 陰に私利を謀り 勢を比し 是より 候令

外極の諸藩ありたり

伊代に極へて討君臣を善な侍ひし上は家来同治より 況んや

伊三家方ハ由祝儀の大族に家門ハ由庶流に譜代高の創業の補

弼忠勇の名臣とありの子孫は乃ハ萬々

下 其ハ是より苦く事此諸藩君家宗家の顛覆を顧みず

を源振る下に委ね兵を主君に城に如ふハ臣子と道ハ

勅命たりて死を以て之を群事有り也昔に保元 弘源義朝
父を弑せるは

勅を奉りて 是を以て天下後世あれを不孝の大罪人とヤハ今列藩

士ハ之を義朝同視し罪ハ先年長而謀反ハ其末家重臣輕率

の事追すがに一人も 官軍に降りて戈を倒し 其のハ

この輩に對し 其も面目ハ是より多し 存ハ是 叔藩に 磔梟に 強

罪ハ之をとも 君臣に大義を失ふとを思ふ且ハ後代に 青史に 永

徳川家危急に秋ハ臨み 節義に死するものあり 數百年の後に

朝りを残し 外ハ諸國に為に 垢辱せらるん事何ん 殘念と存ん

伊宗家 伊成りおおおハ 官軍に對し 謝罪降伏仕るを

決心の申すは是も

皇國の名譽も下事ふん

官軍の出来心、作也

主に、聖意にあらざる

玉座に咫尺

大聴を擁

蔽す、若くは謀計にせり、身は萬人の不知り、九、百回子回も

哀訴は、仲宗家、仲回復をてま、新君、仲宗家の領地

所割封し、仲洲、汝の敢死し、之を許へ、満藩、男見、合を

失に、後正べし、然る時、僕輩、九島、下將、主君、揚す、事を

得る、仲、仲、の節、故藩、兵尾州、追ひ、世況、有、互隔、地

実否、おれ、おれ、は、是、非、事

神祖、仲武靈、仲子孫、の不忠、不義、を、仲、継、責、は、仲、一、と、之、に

右に、師、素、備、諸人へ、おれ、は、通、達、の、事、を、早、く、尊、著、の、新、字、を、裁、
せ、所、出、板、て、下、に、撰、諸、君、と、一、面、之、議、も、を、く、百、賊、名、に、放、し、お、認、め、お、
中、に、忽、卒、之、名、言、意、を、尽、次、能、り、は、頓、き

同 四月二十日

會津藩士某

江戸新聞社中宛

右に、尺、牒、わ、が、新、刊、報、局、に、送、り、匿、名、を、し、人、を、知、る、
事、を、得、た、文、章、激、烈、し、て、慷、慨、の、志、字、向、に、お、に、お、決、る、但、中、
議、論、の、心、と、不、平、と、い、余、が、言、辭、を、下、次、へ、き、事、を、し、お、議、者、の、活、
眼、に、任、せ、ん、の、こ

○

江湖新聞

第十三號



定價八分

織田侯陣居天皇ハ當日留陣方より既に前報に載せしを
然るに十三日未だ仙臺が来る人の曰く陣に位及ハ薩長の兵三百
人余を率以庄内に向ひに頗る利有り死傷も夥しき事報有り
侯ハ既前と兵三百人後法としか法と事何故不戦地ハ卦外
の地へ度向せし事有り

江湖新聞第十三号

慶應四戊辰年閏四月廿七日

當月十九日大島圭おの會津の將山内花會津の兵を率
 一おき大拳おき一々日光ふ出張一おき大谷川を隔おき陣營を張おき
 官軍ハ土州長根の兩藩より友原といふ所まで戦ひ大ふ
 利を得たりと云或ハ曰く二十二日大谷川を渡り今市より
 長根の兵隊中へ混入一おき戦おきせりと其おき襲末の確報を
 得ハ決号と出さる一

○福勝より夢り一人の作

江湖

三十一

一奥羽支國の鎮撫使九條大納言殿先達白仙臺より白石
城申込出張、お米山守會津境系、實上色何とあり
發給條々天皇山形辺屢々戦事有之報、自九條殿人懇
委く白石を去り岩沼陣お殿報

一先達米津彦より家老を使者とす、仙臺へ書し會津
征伐儀ハ國內人心一統事具農民共、お殿を以て織役
難儀之報、付會征之義ハ申込引お殿様、後供一達言
有之、飯中込之報、仙臺方、お殿々兼引廿日依之
米津より使者再三復申込、以報或ハ曰く米津侯上杉
中将殿自之子人の兵隊を率ひ右之報、九條殿申込

言く為十二日出立あり、仙臺の出張お殿、但道中崩人交
傳り、振右兵糧未、以て近宿跡を嘗世に多子人あり
糧米極増、近持越、由

又曰く米津彦仙臺領岩沼より九條殿に達言有之、會
津境の出張、仙臺人数俄引上、二本松、以出張
く諸侯も是く攻國お米山守

○江戸、奥州筋、河内筋

栗橋河内筋 去井大炊頭人数

中河津裏所 同所
 古河城下 同所
 荳宮跡 岡州人数
 宇津宮跡下 古田山城人数
 大田原城下 大田原花跡人数
 白河城下 二本松人数 世に傳へ
 二本松人数 二本松城
 柳倉城下 仙臺人数
 須加川跡 阿部豊後守人数
 笹川跡 二本松人数
 郡山跡 同所

本宮跡 同所
 二本松城下 同所
 八丁目跡 同所
 福清城下 仙臺人数
 柳所 板倉内膳正人数
 右に通往来嚴重に改め通詰容易なるべき事なり
 糸條の奥妙は極まり来り一人の活き復回會征の
 人数をくきりて今藩西に於て母提系平第一激要人
 の三士より仙臺米海の支藩に歎歎出免出せし付
 此支藩及び出張の者藩より 結核仕一達云お歎

江湖新聞第十四号

慶應四年戊辰五月一日

横濱出板ヘラルト新聞の件

徳川家濟處並振付先頃より勅使と北國法侯とる掛合
りり——の右に候判筋漸く治定と及び前大君と適遷を
復し勅勘を免し再び元の如く之小光榮を加ふべしと縁
決せし趣を伺たり

○京都三職の一人三條大納言を系統より来り廿二日江戸へ入
株是ハ此程今徳川家を暴濟し遂小大維を起せり府之を
結定すべき為の大威權の宰相ありといふ

○二十三日江戸より得た「新報」云前大君江戸へ出及株を

二月十一日

三十一

事既に決たま一且京邦政府之決定ハ徳川家ハ領地也分く
 一也 帝政府ハ取上ケ議リ之分ハ是迄き通リ徳川家に屬まか
 才令し一之是此終系邦之氣議き之定ま定ま了り矣やと云
 ○前大君ハ性質せいかつ矜じ剛ごう之過すぎ思し氣き海かい兵へい政せい事じ家かをたたか之を
 忌よ之を憐れ之をのありて今日けふの如ごとき破や滅め小せう及およ之を也なり化くわ日に多たるなり
 總そう大だい君くん氣き議ぎ之を席せき之を臨りん之を其その大だい統とう領りやうとあり日本にっぽん全ぜん州しゅう政府せいふ
 の為ために限かぎり方かた多たき効こう績せきをたるなり要よすべし

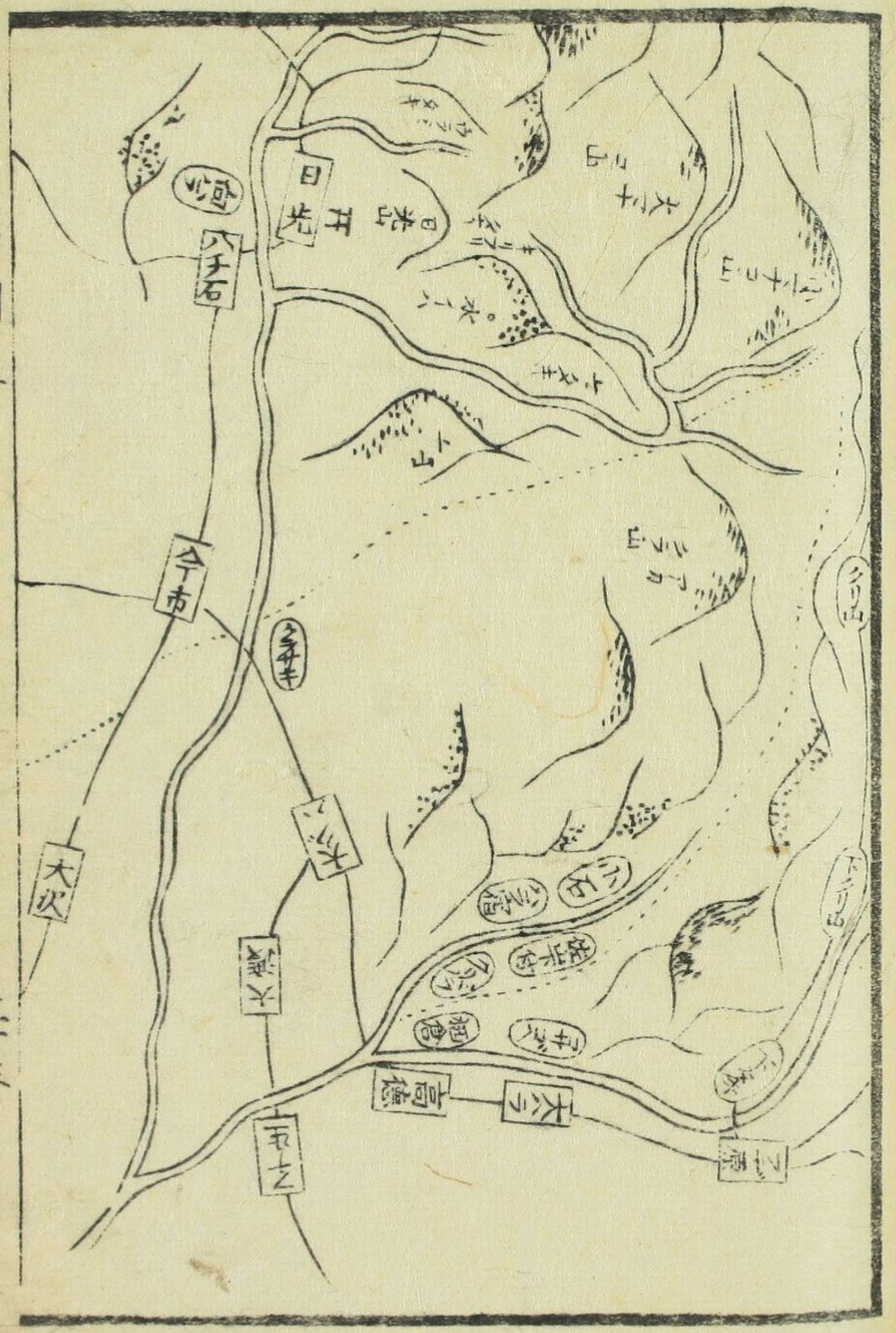
○ 同四月十九日廿日交日之事件付日光寺中藏

朱澤薩元家老職

有あ之を三人會あ津つ薩さつ士しと中ちゆう合ごう惣そう勢せい貳じ千せん五ご百ひゃく人にん程ほど之を城じやう後ご
 踏ふ入い卷まき向むかふ
 竹たけ 股また 兵へい 伍ご
 千せん 坂さか 右みぎ 弁べん 左ひだり 門かど
 柿かき 勝かち 和わ 象ぞう

同四月十九日會津薩管地控之清山田内うち薩さつ軍ぐん軍ぐん後ご田でん中ちゆう
 薩さつ人にん善ぜん大だい君くん圭けい助すけ之を兵へい隊たいとあり凡およ千せん五ご百ひゃく人にん程ほど之を下した柳やなぎ小せう佐さ
 越こ村むら柄へ金かね村むら日光にっこう河か野の林りん松しょう林りん垣かき切きり之を辺へ之を官くわん軍ぐん方かた
 井い伊い後ご堂どう長ちやう州しゅう土つち羽う之を勢せいと鐵てつ牽けん之を乃すなは以も務む利り切きり廿にじゅう日にち

下野塩谷郡
近郷之圖



今市少之致又勝利を得此時會津藩日向
登之外脱走之兵栗山城より外山下六方城を押寄高河
所宮裏より城中より
○

大目付江
津目付江

徳川龜之助殿今廿九日辰刻西丸江以迄
營より城へ候

大総督宮分江汝治之旨一搦中納言殿為名代江城より
貴之龜之助殿江相續之儀別紙之通也
江出江同向江
江ら相觸江

同
四月

別紙

□□伏罪之上ハ徳川相續之儀祖宗以来之功勞之法
思召格別之
敵を以て田安龜之助江法
仰出江奉

但據此縁言より後ハ進
江汝治江奉

江朔二

三十四

徳川龜之助殿決事今日

上様と尊稱

上様所奉の

前上様と尊稱の

壬辰月

上様は僅性中は藤本以家人月代不刺の扱お達事交明
朝日ヶ當地ヶ孫とてその代刺の扱つら終の

壬辰月

○

甲府勅番組頭紫田監物ハ甲州の官軍進入の首守ゆき保まもつ

をま入り守りとお成し一紙ハ既に前報之を紀せり扱同人の女某
甲府勅番組頭紫田と云人ハ嫁し教人の子を後けにお養ひ
草またあの父某と共に一軍ハ官軍ハ属し王臣とありされを妻
大之と云は之の時首の扱しむる事なれば官軍となり王臣と
たると是能たられ已人ハ先づちて具得意教其ハ人の子
同じにおぬ不た不義の武士うれ我の一人も武士の家ハ生はじ
里方の父ハ義の為ハ獄に入りられ終に其の首を食ひせんと云
ひ玉つり我の家に何うて父ハ似ぬ不義の老よと人ハ後ろ指さ
さする事いふもはばばとてままま雜り子を年に里方に取り
たると近代の烈婦た女とままありとて皆人之を嘆賞せり世に

この婦人めと小芳わとはる男子おとこ女めあふるに恥かたじけなくべさるる

○

仙臺せんたいより来きり客きやくの脱だつ、仙臺せんたい度たへのて合津あつ返へん討とうの
物令ものさしありて既すでに九條くじょう殿との浮う殿とのもに誠まことお成なり右みぎに警おし備びと薩長さつちやうの共
隊たいも凡たゞ五百人ごひやくにん計かぞる威いをおそひしを仙臺せんたい度たに激げき翼よく幕まくらの
士し做まり起おこりて右みぎ殿との人教にんきやうを大宰だいざい政せい殺ころしを放はなせしを秋田あきた度た
への仙臺せんたい度たより報うりて秋田あきた度たへ移うつり来きりしを秋田あきた度た
への初はつ伏ふくのを招まね待まちりしを警おし備び薩長さつちやう家けに人教にんきやうの困こま境がまへのり
せしを形かたちり及およびしを此こゝ信しん畢ひしを共ともあふるを小方せうかた合あ興きやう綱なわ幕まくらと
備び益えき固こるをづととの考かうあり



頁價八分

江湖新聞

第五號

江湖新聞第十五号

慶應四戊辰年五月三日

西國某侯の速白

或る人の曰く佐野閑叟公の速白ありと未だ其
詳なきを考へん

臣
■
■
將以頓首稽顙言上 關下の番春徳川□□連日
飛炮一及狀の白物款之にも親王殿下を以て征東勅王の
之は為御進軍するに之の道共王作と所向は木柵無
一々大小侯伯散る様命のついでに之の御之大旗の下に帰
つて一國東天險の二嶺とも殆ど無人と境を掃く如く一
支吾少仕の府教養の士民も亦々々々々々々々々々々々
欽息在

朝憲小係りゆきの除幕と
信出四領安堵し上倉待養八色家一
此の如く信出の如くお成る懐協遠大之に就候も大者砥
以推打し一獨にお成人倫に扶とお遊小
皇任もお叶し平右之兵堪激切屏當不願忌律等之上
殊此織體頓首死罪

辰国四月



○
同日四月廿一日加州度之軍勢凡二千人越後守田一向ヶ出
張之今付勝走之兵米山嶺一陣取山越進有之計

加州勢も進之兼途中一見合世居之要官軍方薩州長州
之兵隊軍船多今所_{守田が武に}以着船し之直横上陸し之
米山嶺一向ヶ進行し之_中

○
今付脱走之兵此程信州越前山之裏手に討出之信州北之
大島五家の之放走上田城之松平伊賀守及人数取分
討死手員夥しく有之_中

○
越後路ハ之國嶺_{守田}が約ヶ嶽之方生之切之_中要害之
取立之往來嚴重にお改め上州之諸城之官軍方之之隊

無島郷
雜報局

江湖新聞
第六號

宣價八分

相國の交回四月廿五日頃土岐の城守長井清田近
所の會津脱走の兵賊後諸侯の兵と共に討ち出戦及
ひ北の由是の先頃か賊後諸侯の兵と共に討ち出戦及
あり一ものを友軍方と見せしめ捕一沼田城内一撃に
小國の形勢安んずるに依りて後諸侯及び其の
関に長國侯を懐く中
之に諸侯のいふ事も詳をたすべ

○

西の戦争願うたりと云々
出来まやせむぬ風ありき合
井川何某

江湖新聞第十六號

慶應四年戊辰五月五日

甲府の東状寫

閏四月十五六日、脱走兵小田原邊、甲品路、掛ヶ原、採込、
 於成、同月廿日、^{くらぐま}黒駒宿に右に出入者、數三百四十人、不意に、
 甲府城中へ掛合、互に、いふ、いふ、何せ、お分り、ふ、ふ、東に、助、ふ、又、
 脱走兵、出入込、に、振、付、甲府、西、國、の、南、方、に、而、餘、松、骨、折、し、
 右、黒駒、の、出入込、に、大將、之、林、昌、之、助、取、外、に、強、か、方、又、
 甲府より、脱走、し、出入、し、に、
 府より、脱走、し、出入、し、に、
 府より、脱走、し、出入、し、に、

大砲 但小銃ハ福ニ由不村也
 必擬

東照君汗旗

日九四旗

葵の紋の旗

二ッ巴ニ十字の旗

都合横印ハ流

右ハ何事も武備お調ひ我重ハお押寄よ甲府にてハ右ニ人
教國入ニ及廿八日近日近ニ掛合お成ハ

付州路ハ尾筋極ハ人数同ニ源坊までハお法おぬハ越ハ

○

四月廿一日末師と云々 他ハ

大政更始ニお相表忠ニ盛典と云 行ハ付楠正成社号進

溢社壇の造管令と云 伊東附と云 在ハ事

但有志と云のハ手付ハ許おぬハ

○

強弱論

作者詳をらハ

客有り問テ曰徳川氏削封ニ奉ハつあるとも天下ヲ小康の日
あらん歟 前大君既に衆ハ先づらて恭順ノ道を重
臣子ニ分を守リ正ヘリ志と云ハ會津庄内ニ如キ強藩
ト云 王命を抗ス手理ナリ 余答テ曰列藩の侯伯皆
王命に抗ス手只西南諸藩の専横を讓他日問罪の師を
起すハの何らん小康の日近にあるを忍ビ曰然ラハ諸藩割拠の

勢成り一再び元龜天正の乱に及んば此時に何たりて誰より之を平一すべきと曰この事我々知るふにあは姑く中古以来成紋の跡を以て之を論ずるに關西を起して日本を平一せる人有り試に顧想せよ源右府の伊豆より起り新田足利の二氏より上州より出づ織田豊臣の西公ハ尾碕

神君ハ冬品々起り或一り我邦の氣運東方より厚くして西方に浮きの地あると故に覇府を關東に開き咽喉の地勢を約して全國を甜制し太平を久しきに保つ事を仰らるれば先哲の既に細論せる処なり向來割據亂離の隙を修養せんに西海ありてハ支那薩州の三藩互に衡を爭ひ鼎立の勢をなさん南

海ハ皆玉品々為に合せられ昔日長曾系部のために至らん長州ハ中國の名家もれいよく元就の故業に及り山陰山陽の諸州を併せ■■■■のめり狩為に壓抑せらるるに及り一將勇羽の地方仙臺庄内米沢と互に甜制し藩生最上の例をなす一遙に北陸に句い加州と曠視すべし一獨り舍津の一藩ハ上下お共に徳川氏覇府の瓦解せる故憾々憤然祖宗の大業を回復せん計り特に兵士強悍るせば勇を逞しく一勢を強り一鼓西上の謀をなさん且勇羽又東北陸の諸藩より徳川氏の庶族送るに舍津の藩藩より後顧の患なかりし一也一此時に臨みて舍津の軍徐々甲信の精銳を収め急に富士川を下り東海に出てハ

後述三ノ事

神君の故國を以て其得失を論せ凡生理非を問は或争て
葵章の旗下に属すべし一紀州ハ中立して封境を固の自守の
策をたすんは又地形の西南に偏せるを以て止とをほざるの
勢あり只海路咽喉の地を以て東西軍の通航を制止するの利
ありんば越前も其まもすく自守の外他を顧るに暇なるべし
今津の兵山海より尾品を攻侵し一北智の利に從て行
兵の中營を設け西上せし孫堂井伊ハ今東西二軍の戦地
あり再び冥々原の拳及兵災に罹ると兼許すんは是
等の形勢によつて慨論するあり曰今兵の強悍精銳ハ余も

すふを越知れり唯今後ハ

徳公の流と餘を論りて

諸藩に列せりいま俄に驚きし

祖宗の遺業を復すも

徳川氏の遺臣甘々之に属す趣きり曰今後もすく生然るを

知り徳川氏正統の一孤をなせ遺臣誰之に属せざるんや

假令遺孤をなせざるも

神君新田氏の庶流ハ世に例あまハ東國の人心に取てハ

西南他族の馭御を受けん今後ニ仕ん事をもに快す

曰然らハ今後よく天下を平一し再び徳川氏の覇業を復す

べき事百年前より然らん今日にありてハ其成

業を必せば何をや上に

天皇ましくうら虚位を擁一丑以覇府下に何て大権を揮
ときハ一國ニ主たるの悪政めて室内系邦に對一有識の士ハ
権之を恥ち之を厭ハざらんや日子の説の如くありハ

王政更始

後醍醐帝の御遺志を大成

朝廷めて不朽の太平を開き玉らん何ぞ小康の日近にあらず

いさる終日封縣世祿の制度止すして舎野の政を有す時ハ

天皇ハ時措立一玉ふのく大政あるらん強藩の意に如ん兵馬の

権其手に何れハなり此際確執止む時を嶺山名細川の足利に

於る如くあらん今毛利宰相職を諱一國に返せんと聞く

こまに頭沙ともふべ一之より考まハ天下四分五裂ニ至

不世出の英雄起りて封縣を廢一國境を一ハ私利を棄て

王政を助け舎回合議す多にゆりて後ばめてたすの日に復

せん曰現々各藩ハ海軍を備へ千里の遠きな亦一日石に航

到すべ一兵隊の急止ま昔日の比ふあり此議ハ何日彼軍

懸岸の諸藩ハ地勢によるる利害あるを免まハ皆余ハ形勢

の二変とするものハ外ハ交易の利東國に集りて西國に散ま

邦物産中絹絲生茶をまといふは皆東國の所産有んハ轉

の利東國の倉庫とらんふは強弱の勢大ニ二変するおなり然

諸將互に東西に割拠し衛を中原に帯びん事往々に我邦
の虚耗を招くもの合意國の弊強ふもの内乱五年の後國は疲
弊又昔年敦厚の風俗を失ひ我恐らく今日の事
他日歐洲の諸強國の爲に投之の地を我邦に設るの禍端をなす
からんるべき兄才お集りて一家を争ひ生藩籬を毀ち吾人儲を
破り故らに穿倫の路を開くにいと我願くは全州お和
國力を合糾し以て美邦と共に並立す吾國威を厚くせん
事を是臣子とるもの

皇恩に報するの第一義なり

○

志より打金の山いくは東のトらにむかひて

天竺の何れもいあくを 昔時月公川を記に憶り

いしし来むらひを絶えれ侍らけりいとい何うの所に

のえをん

新を御を巧む

青峰茶

何事ならしむいふ乃とあ一のたもゆるしふかた男め

みそのさちをけあ



江湖新聞

第十七號

定價八分

江湖新聞第十七号

慶應四年戊辰五月八日

加州侯より京師守護に免れお願ひ書面之大意

今般系疑よび守護と 仰付の付人数探出し此途中の六百

余も亦た奔りつつ交はりし情は不お分る存を今も重き役におしるは不お可し

より存をしる身を、お願ひの儀、以て其儀を、固許す之を、強信を存在す所

間 仰を請む儀に免れ守護の儀

壬四月

右に外に紀州藩系坂を取りては三百人余細川藩系坂を

三百人余阿州若妙肥前等四国邊に諸藩の分りの儀坂

より脱走せる士を有り加州同換し振合を以て為す所に

○今時征伐と 似月小突羽と 諸人教と 引上ケル會

多州白川城ハ河部侯領地^{領地}結^結後^後空^空城^城高^高此^此及^及會^會津^津
 征伐^{征伐}と^と仙^仙臺^臺二^二本^本松^松お^おる^る稻^稻倉^倉之^之春^春磐^磐城^城小^小之^之法^法澤^澤の^の兵^兵士^士
 入^入城^城之^之變^變何^何故^故仙^仙臺^臺之^之人^人教^教ハ不^不踐^踐國^國許^許一^一引^引上^上ケ^ケお^お成^成殘^殘兵^兵凡^凡
 二^二百^百人^人程^程と^とお^お固^固籠^籠ル^ル同^同四^四月^月十^十九^九日^日會^會津^津先^先七^七八^八十^十人^人白^白
 川^川一^一押^押寄^寄せ^せ居^居る^る村^村安^安後^後彦^彦の^の去^去り^り後^後砲^砲火^火一^一戰^戰卒^卒及^及比^比一^一
 空^空會^會之^之且^且引^引退^退き^き翌^翌日^日會^會津^津兵^兵曉^曉之^之官^官軍^軍ハ不^不意^意を^を襲^襲ム^ム
 城^城之^之自^自多^多城^城内^内一^一火^火を^を掛^掛ケ^ケ殺^殺死^死せ^せり^り依^依る^る會^會去^去入^入レ^レ勢^勢リ^リ入^入城^城相^相
 圍^圍め^め居^居此^此穴^穴城^城外^外一^一延^延燒^燒一^一町^町家^家三^三分^分一^一程^程小^小燒^燒失^失右^右之^之河^河進^進

有^有之^之舟^舟所^所州^州に^に出^出陣^陣之^之官^官軍^軍方^方退^退之^之白^白川^川に^に向^向ケ^ケ出^出張^張會^會云^云
 廿^廿五^五日^日ハ^ハ白^白坂^坂迄^迄操^操出^出一^一戰^戰ひ^ひ及^及ぶ^ぶ稻^稻倉^倉辺^辺に^に會^會去^去の^のま^ま中^中押^押
 寄^寄せ^せ居^居る^る難^難針^針と^と一^一回^回掛^掛急^急一^一人^人心^心穩^穩ま^まる^る報^報
 同^同月^月廿^廿日^日廿^廿一^一日^日廿^廿二^二日^日と^と三^三日^日之^之間^間大^大四^四系^系之^之小^小舟^舟在^在方^方戰^戰卒^卒有^有之^之
 是^是ハ^ハ會^會兵^兵之^之内^内宇^宇於^於是^是辺^辺に^に戰^戰卒^卒有^有餘^餘存^存セ^セ員^員ハ^ハ若^若八^八人^人日^日光^光が^が
 療^療養^養を^を給^給ふ^ふと^と官^官軍^軍方^方之^之中^中右^右之^之舟^舟負^負ふ^ふ殘^殘引^引出^出
 一^一首^首之^之劍^劍以^以空^空會^會去^去集^集り^り及^及官^官軍^軍之^之所^所業^業殘^殘惡^惡之^之事^事あり^りと
 憤^憤懣^懣之^之堪^堪へ^へば^ば兵^兵を^を出^出一^一戰^戰卒^卒及^及軍^軍利^利一^一つ^つが^が已^已
 の^のえ^えり

兵之福勝近出後要害と相固められ

右に何事も権謀ありとのひかき一但白川落城を余に傳

諸方々紙紗字局と報せらるるの既亦大同小異多し諸報を

斟酌し右に畧記せらるる他日正報を得ば後次号に編

出せざり

○

先次孫州と戦争に因ゆる兵隊荏宮陣せし時同公

公用隊を模田甚左衛門と召捕り取功名あり一紙模田ハ

四手石丸と人ありとを因ゆる士ハ其名を考へ

五月八日申達之趣

帰順之輩

朝臣より 仰付の旨別紙を通

大総督府より 仰出の趣右を當四月十一日正軍城迄と勅

且に宛書等々者之趣申附たり 得る事也

右に趣以繕本以家人中に不懐疑たりと觸り

五月

別紙

旗本帰順之輩自今

江湖三

十三

朝臣之法 仰付以事此後以達以事

去月廿九日折原殿甲府に由出之其内取侍之儀以書取
て以てら 仰出以事八王子より友之通觸書有之

覚

八王子御始め近侍諸邑取侍之儀次二日東海道副總督
府より以書取て以て亦人隊一ら 仰付以事得之其以以後
懸きりのども立上り以義兄可あつて以て當屯折原可侍
出達之巡撫之儀以事以部急柄原おつて其條近之近在
ふ儀於之觸知との也

辰五月

一人隊取扱

役所

八王子

日野

府中

五日市

書梅

其外 宿村候人中

柳原殿以入甲之番以同侍五十人余付、濱松候之勢
五百五十人余以供以て以て

江州

○ 去月廿六日出水戸より文通の回

上様御裁端程との在 水戸表の玉と様々の道國前にて
少く宛之裁争有之ゆゆは 願といくすは 義におお知今
白川為城之 執取沙時有之

○

○ 此達之紙

○ 龜之助様之事

○ 上様と尊称

○ 上様之事

前上様とて尊称昔此程お達ゆ存之 以 旗本以家人同士
限り中上之義も代にとの對也

此稱呼も之を以て 乃 自化之 事 亦 不 お 罷 之 後 昔 向 之
寄之て 達 重 也

○ 五月

江湖新聞

横濱新聞紙の抄写

英國公使館書記役ミットフォルトより兵庫大坂へラルト新聞記者に送りし文中に曰く英國公使
イギリス
 帝の拝謁の儀 祗敷の咫尺一せじにて拝謁せしむるに
せいどうん
 西洋普通儀の例とあるが以て持参の圖書は回人より其
 所より呈上せりと



定價八分

江湖新聞

第十六號

江湖新聞第十八号

慶應四年戊辰五月十日

閏四月廿七日官軍方一番手吉田二表を招代三番手松本
 正表手加洲五番手薩州長柄右端藩の勢惣人数四千人
 余米山味へ發向し交會津脱走兵も同く米山味へ出渡し
 戦事及び官軍方ハ正表手迄探中一苦戦とあり此處薩長
 兵隊間道より進み撲合より衝出し以て有る軍相分れとあり官
 軍方ハ折橋椎谷辺へ引上り會津脱走兵ハ出雲崎へ引上り此
 當月七日夜某の藩邸へ花御を以て中緘せしり
 此戰吉田侯の隊長戦死加洲侯の正一番取一人士分四十人卒

三百人獲殺死手負り之准^んト^ん中且護長の會^はは
兵の撲合^を七衛^の中^に節^を任^ず勢^の之^を會^は兵^{あり}と見^え措^ち丈
砲^を打^つけ^し付^け家^の人^を教^を扶^けト^も會^は兵^{あり}と見^え措^ち丈
等^有之^は傳^聞せり

○

奥州^の東^に折^る元^の代^友那^司代^{黒田}節^去傍^小名^候那^司代^衆
衆^孫三^舟友^人と^支死^所而^姓共^不平^を懐^かし^一揆^を
起^し遂^にあ^り那^司代^一舟^向ひ^しし^し舟^友と^友人^何方^一
死^遁逃^せし^しし

○

同四月廿七日官軍方奥州最上川^の流^をハ^り拂^曉清^川の
攻^寄せ^しに^庄内^憐不^念を^發せ^しし^一奉^まね^ば兵^隊を^退
再^び兵^を集^め引^返せ^り官^軍方^の船^不幸^な上^流漕^上り
たり^庄内^憐友^岸より^之不^獲砲^一獲^利を^得る^し

○

福^清の^關門^ハ仙^臺度^のま^をて^北國^一に^白川^戰争^之後^何者
あ^り六^人ま^をて^下り^關門^ハ掛^り一^節番^兵之^を怪^し其^身を^せ
同^くに^不分^明の^答を^あり^強て^通り^せん^と依^りて^番兵^之を
召^捕へ^五人^ハ死^刑之^處一^人ハ^何方^一死^連れ^しは^この^人ら
或^ル高^峯の^市人^を殺^さし^し一^五人^ハ其^の附^屬あり^し風^説

有之よりちれども詳ある事を知らん

横濱新聞紙の條

東久世中將殿肥前侍従より英國ニストルル由り
きりお成り書簡

海岸附近に砲臺を夜中兵益其外を陸揚せ或は船積せ其の
有之類兼り及以東右指し所業お働は若く遠き多く召捕り
其間々のコンシルにて引渡積りなれは不正の助お行ひ若く
を益を所持し扱ひの是非向ふものを了務事よりめを是り
方の若く巡邏格別嚴重に致す中付る若く是の事向録の

双方に惶然有之ゆらそなき毒の中間定下り英國コンシルの
下令有りて英人より右指し振舞を船編連し有之ゆ指
録を存し録云

癸卯四年四月廿二日

肥前侍従 若押
東久世中將 日

合衆國海軍總督ロワンと云人當月五日ビスアウツア船以て
長崎より横濱へ來着ありこの人の先年合衆國內亂の時
武功ありて人望を博し艦督多かり今度之來英の執曹に
為りしより此船合ありて
ウオルカン船五日後より南港へ英船同所へ横濱に泊る

政事向之新同之長之りりりり
 酒井秀十郎といふ人玄庫村戸運上所之長官之任也
 ら之り

兵庫の交易茶結糸甚之少多相場ハ大抵左之通

才シ才 要物也 糸 百斤付

五百之枚也
 五百之枚也

フダイ糸 同 形

四百八十九枚也
 四百九十五枚也

越前糸 同 形

四百四枚也
 四百八枚也

蒸茶 同 形

九枚也
 一枚也

中茶之茶 同 形

十七枚也
 十枚也

上茶 同 形

一枚也
 一枚也

中茶之新茶 同 形

一枚也
 一枚也

右之直派ハ茶葉上方ハ筋之平均也極之大概上下也

○

五月二日官軍方獨得藩某

大總督府ハ以沙法

高上野へ参り 河門至様此事彰義隊に於て召
連り河 宅城より遊音覺王院へ中通世へ参り
程より河不例より河宅城より遊音覺王院に於て召
西四辻殿に誠覺王院の面會お集 河門至様
河不例に快方より押参り河 宅城に於て且覺王
院儀の目 宅城より参り河上河達に参り覺王院へ持病
莫知より河名代より五日早稲王院に参り外
河安河中人河城へ召出大旗間迄お通り
大総督宮様は 御款より上 河門至様は 河筋
河安河中より参り河名代より河沙法雅と遊就より

河門至様河全快以分り 河宅城より北首登り
河達存り 後方の同日上野へ引取彰義隊取
宅城より河付官軍方より兵威を以て迫り河筋
難計より河隊より覺悟致し中
○増上寺山内警備之儀統隊のより河達より
河免河河今中へ引掛り河筋より事
右へ通統隊取にお達より河筋より事
○五月七日 大総督府より命あり三條大納言殿 不詳
芝増上寺に誠方より河面會ら成音寺に彰義隊
より参り河筋より恭順の儀より河筋より日中

江湖新聞

第十九號



定價八分

丁卯引拂とて依違のついでに己兵力を可
おも青の沙汰おれし同寺一徳合の院隊を河代
様河兵衛涉警備のついでに、又、自方大より陸軍
奉行荒のとお通の款控の小鏡隊方との河兵衛と
縁の控へ、又、有とて、おれしとて、八日九日と別
鏡隊控増増のついでに、又、有とて、おれしとて、

江湖新聞第十九号

慶應四年戊辰五月十三日

○甲州より来た快

此件既々十六号其大畧を吐き今細報ヲ

得しより之を記ス

先月十九日脱走方頭林田助八郎
 二人之小隊の兵二百八十人を引ひ
 東照大権現之御籠日ノ丸の御籠敷にあり
 村に五六人早退する府中へ至り
 事件有るの間其城下一泊し
 以て代より廿八日迄延引中
 尾藤其外一知照也

告^つ休^ひ之^の夜^よに^に津^つ藩^{はん}二^に百人^に程^{ほど}掛^か川^が藩^{はん}而^も人^に程^{ほど}中^{ちゆう}津^つ藩^{はん}に^に十
人^に程^{ほど}石^し永^{えい}川^が端^は田^{でん}村^{むら}迄^{いた}出^で張^{はり}成^{なり}終^{つひ}尾^お藤^{ふじ}田^{でん}宮^{みや}如^{ごと}之^の人^に
数^{かず}百人^に之^の頃^{ころ}津^つ中^{ちゆう}根^ね帶^{たい}刀^は之^の百人^に程^{ほど}岩^い村^{むら}田^{でん}之^の後^{のち}小^こ林^{りん}藩^{はん}に^に
六^む十^{じゅう}人^に引^ひ去^さる^る之^の廿^{にじゅう}六^{ろく}日^{にち}甲^が府^ふ着^{ちやく}之^の積^{つみ}中^{ちゆう}末^{まつ}松^{しょう}代^{だい}練^{れん}掃^{そう}之^の以^も
出^で兵^{へい}之^の本^{ほん}隊^{たい}之^の末^{まつ}右^{みぎ}尾^お藤^{ふじ}以^も之^の人^に数^{かず}数^{かず}末^{まつ}石^し辺^{へん}迄^{いた}出^で張^{はり}同^{どう}
不^ふ之^の日^{にち}也^{なり}と^と送^{おく}外^{がい}内^{ない}田^{でん}安^{あん}殿^{でん}以^も取^と計^{けい}之^の沿^{えん}津^つ藩^{はん}以^も須^す子^こ成^{なり}
引^ひ戻^{もど}せし^し末^{まつ}左^{ひだり}右^{みぎ}之^の道^{みち}筋^{すぢ}より^{より}外^{がい}之^の脱^{だつ}士^し四^し百^{ひゃく}人^{にん}押^お束^{すく}り
最^{さい}前^{ぜん}之^の兵^{へい}と^と相^あ合^あひ^ひ押^お寄^よ之^の息^{いき}之^の後^{のち}相^あ構^{かま}和^わひ^ひし^し一^{いつ}同^{どう}沿^{えん}
時^{とき}之^の方^{かた}引^ひ去^さる^る右^{みぎ}邊^へ留^{とど}中^{ちゆう}之^の三^{さん}部^ぶ所^{しよ}代^{だい}友^{とも}之^の持^{もち}出^で之^の致^{ちやく}
旅^{りょ}費^ひ亦^{また}小^こ相^あ濟^さし^し中^{ちゆう}之^の承^{しょう}及^{およ}び^び公^{こう}之^の且^{かつ}右^{みぎ}脱^{だつ}走^{そう}士^し甲^が州^{しゅう}一^{いつ}合^あ

若^{わか}い^い士^し民^{みん}宛^{あて}も^も故^ゆ旧^{きゅう}親^{しん}族^{しゆく}の^の帰^{かへ}り^り事^{こと}之^の迎^{むか}へ^へし^しと^と懇^{こん}切^{けつ}之^の扱^{あつか}
成^{なり}用^{もち}考^{かう}の^の淡^{たん}有^あ之^の言^{こと}の^の何^{なに}れ^れも^も悲^{かな}泣^なひ^ひし^し快^たく^く言^{こと}出^で之^の望^ぞ外^{がい}之^の事^{こと}
黒^{くろ}約^{やく}宿^{しゆく}之^の廿^{にじゅう}六^{ろく}日^{にち}も^も運^{うん}苗^{びょう}之^の一^{いつ}月^{げつ}也^{なり}同^{どう}名^な族^{しゆく}之^の惜^{おぼ}し^し
神^{かみ}君^{きみ}の^の所^{ところ}謀^まを^を持^{もち}し^しの^の言^{こと}の^の愚^ぐ民^{みん}迄^{いた}下^{くだ}れ^れし^しの^の執^{しやく}也^{なり}

○
前^{まへ}文^{ぶん}脱^{だつ}走^{そう}兵^{へい}の^の漢^{かん}長^{ちやう}人^{にん}見^み捕^とを^を尋^{たづ}問^{もん}田^{でん}弁^{べん}吉^{きち}之^の官^{くわん}軍^{ぐん}方^{かた}泰^{たい}謀^{まう}
海^{うみ}江^が田^{でん}武^ぶ次^じ之^の文^{ぶん}通^{つう}寫^{しやう}

以^も幸^{さい}便^{べん}存^{ぞん}在^{ざい}傳^{でん}逐^{しやく}日^{にち}暑^{あつ}字^じ相^あ持^{もち}之^の以^も其^{その}倍^{ばい}津^つ清^{せい}通^{つう}身^{みん}也^{なり}持^{もち}之^の去^さ
三^{さん}月^{げつ}中^{ちゆう}津^つ下^か向^{むか}之^の物^{もの}日^{にち}返^{かへ}歸^{かへ}之^の相^あ備^び之^の款^{くわん}預^よ傳^{でん}末^{まつ}松^{しょう}代^{だい}練^{れん}掃^{そう}之^の以^も
配^{はい}之^の數^{かず}之^の末^{まつ}津^つ入^い府^ふ之^の上^{じやう}預^よ之^の行^{かう}も^も畧^{りやく}也^{なり}之^の相^あ持^{もち}之^の以^も所^{ところ}至^{いた}末^{まつ}

姫路侯へ建白

輝る身^{あま}哀^{あは}れ^れの今般^{あま}人^{ひと}□□恭^{まこと}順^{したが}謹^{こま}慎^{かた}を二念^{おも}く以^もて建^た白^く
 敷^{あき}間^ま一旦^{いち}祖先^{せんぜん}以来^{いらい}東^{あづま}治^ち世^よを送^{おく}致^しと^と思^{おも}召^め家^{いへ}名^なお績^{つと}に^に任^ませ^し候^ま以^も
 難^{たが}有^あり
 敷^{あき}多^{おほ}く程^{ほど}甘^{あま}感^{あは}れ^れ佩^いの同^{どう}家^け忠^{ちゆう}悌^{てい}義^ぎ自家^{じか}輔^ほ翼^{よく}を道^{みち}行^ゆ而^を不^ふ中^{ちゆう}の
 遂^{つひ}に徳^{とく}川^{がわ}累^{かさね}代^{しろ}
 朝廷^{てうてい}恭^{まこと}敬^{けい}と^と意^い貫^{くわん}徹^{てつ}不^ふ仕^し以^も其^{その}お運^{うん}を實^{じつ}に悲^{かな}歎^{なげ}惶^{おそ}懼^{おそ}と^と玉^{たま}身^みを
 信^{しん}之^の若^{ごと}く委^{あづか}任^ま候^ま仕^し身^みの
 所^{ところ}養^{やしな}育^{そだ}候^ま忌^い諱^{ごん}候^ま觸^ふれ^れ候^ま身^み思^{おも}入^い
 以^もて共^{とも}廣^{ひろ}く言^{こと}始^{はじ}と^と以^もて開^{ひら}け^れ候^ま身^み上^{かみ}と^と候^ま家^{いへ}筋^{すぢ}と^と家^{いへ}元^{もと}來^{きた}徳^{とく}川^{がわ}家^け
 臣^{しん}僕^{ぼく}も^も之^の家^{いへ}筋^{すぢ}に^に蒙^{あま}り^り
 所^{ところ}委^{あづか}任^ま候^ま身^み過^{あや}さ^さし^し候^ま身^み御^ご成^{なり}候^ま

辱^はめ^めの儀^ぎに付^つ天^{てん}恩^{おん}を莫^な大^{たい}と^と思^{おも}ふ世^よに子^こ孫^{そん}不^ふ可^か忘^{わす}れ^れ候^ま
 徳^{とく}川^{がわ}家^け衰^{すい}運^{うん}を今^{いま}日^{にち}に^に玉^{たま}り累^{かさね}世^よを恩^{おん}義^ぎを不^ふ顧^こる^る家^{いへ}と^と並^{なら}
 列^{れつ}比^ひ肩^{かた}に^に於^おけ^れ候^ま君^{きみ}父^{ちち}を^を誼^ぎ蔭^{いん}と^と思^{おも}ふ筋^{すぢ}に^にお寄^より所^{ところ}違^{ちが}ひ^ひを
 以^もて身^み蒙^{あま}り^り候^ま寛^{かん}宥^{ゆう}候^ま
 誓^{ちか}ひ^ひを以^もて所^{ところ}替^かへ^れ免^まれ^れ候^ま共^{とも}又^{また}臣^{しん}子^こに^に上^{かみ}と^と思^{おも}ふ難^{たが}患^{あは}れ^れ事^{こと}不^ふ
 可^か忘^{わす}れ^れ候^ま所^{ところ}替^かへ^れ候^ま上^{かみ}の各^{おの}藩^{はん}陪^{はい}臣^{しん}に^にお目^め見^み送^{おく}
 り^り通^{とほ}り^り有^あり^り候^ま間^ま私^し共^{とも}家^{いへ}筋^{すぢ}を^を徳^{とく}川^{がわ}家^けに^に随^{したが}從^{したが}仕^し身^み報^{ほう}
 所^{ところ}國^{くに}恩^{おん}を志^し願^{がん}と^と思^{おも}ふ又^{また}領^{りやう}地^ちを^を依^より^り忠^{ちゆう}悌^{てい}義^ぎ蒙^{あま}り^り天^{てん}遣^{けん}且^{かつ}此^{こゝ}後^{のち}
 所^{ところ}委^{あづか}任^ま候^ま折^せ柄^{がら}に^に召^め上^{かみ}候^ま身^み當^{あた}然^{ぜん}と^と思^{おも}ふ事^{こと}を^を御^ご遣^{けん}
 憾^{あは}れ^れを^を以^もて間^ま行^ゆ奉^{ほう}前^{ぜん}件^{けん}中^{ちゆう}上^{かみ}の^の下^{した}思^{おも}ふ玉^{たま}願^{がん}所^{ところ}違^{ちが}ひ^ひ候^ま上^{かみ}

河同洲より敵下より相討つた上其心合ふ可く控別
皇怒を以て是迄も不領と士民元錢湯を免色少く難有仕合
時存の事

王政河一折世道河匡濟之時に當り飯物もも君臣も分義を
忘却一私利を營むの相討つた上其心合ふ可く控別
天朝儀も上より河失體を破り下は城臣も觀望を生ずる事
深痛心憂慮し餘り其犯
天恩を顧みず不顧命死に官軍は款取の儀は誠惶頓首謹言

五月

酒井忠績

○
同月廿五日官軍方薩州土州藤巻を度々人数小園方ハ
會津仙臺二本松福清柳倉度々人数戦争及、始末
初め仙臺の兵白河津を引掛り矢吹宿一陣一々交
廿五日曉七ツ半時頃白河宿の屯營の官軍不殘出陣し
て各河津の後口より廻り不意に突下りて陣中へ向テ大砲
打掛り交戦も亦無る事配有之舟早速防戦し
破裂丸を家守に打込互に殺傷有之に交戦も彼北に
安とお城、杉柵矢吹宿に仙臺兵掛曉より白河の方より
火の手お入るに砲聲頻りに同いより進軍に號令を下し

五ツ時頃白河一馳奔る其勢凡六百人余直ニ付候を以て
 敵軍之指ヲ探索為秘密ニ下町より寄手の原口出テ大砲を
 三發打掛ケル付家手ニ於テ其裏切之兵有之候ト疑念を
 生シ由是に右ニ六百人餘を入レ接戦と云ふ傳々力を得
 打テ出寄手ノ前後ノ敵を受テ遂ニ敗軍となり戦死を員
 餘程有之傳々力に死傷二百人余有之由



定價八分

江湖新聞

第廿號

江湖新聞第廿号

慶應四年戊辰五月十八日

横濱新報紙の抄録

○洋銀引替お場之義ニ世横濱外ハコシ江ノ交通

是迄メキシコ洋銀お場定ラ月口ノ高下多ク通商方ハ都合ニ

付々救大坂表にク尤ニ通商事トお成

洋報ハ以テ其旨分クお場を以テ通商ト被事

當終於テも同様ニ多我國人トテお觸ト存ハる右觸連ノ日

根ハ追テ下申シテ其旨ハ其西人トテ布告スル事ト云ハ

慶應四年五月朔

寺崎 陶庵

井原高右衛門

右に通る先達より文通する常務御用洋紙直展お定り以て
お届連中へ預けられたるものなり大差のとかな

○英國コンシユル公の簡書

日本役人より送付する由田狀書^{ごんぎ}に別紙に通り英人^{ごんぎ}に簡書に
右の軍器賣捌方^{ごんぎ}の條約第十四条通り日本政府より又外島人に
るに賣渡すもの也

英皇陛下五月七日

英國コンシユル所

別紙書按

當地に於て軍器賣捌方の政府役所の士官同道の事を買手と
格別の外私に西紙に買手あり外西商人の事の名前を通知

いし賣渡すに先役所より送付するものなり否問合せられ
なれ

右の紙に背^{そむ}き別^き列^りる軍器賣買の事^{ごんぎ}は上の事^{ごんぎ}に於てハ嚴守^{ごんぎ}
可^{ごんぎ}個^{ごんぎ}で^{ごんぎ}中^{ごんぎ}の^{ごんぎ}事^{ごんぎ}に^{ごんぎ}遅^{ごんぎ}滞^{ごんぎ}する^{ごんぎ}事^{ごんぎ}は^{ごんぎ}高^{ごんぎ}人^{ごんぎ}に^{ごんぎ}簡^{ごんぎ}書^{ごんぎ}に^{ごんぎ}送^{ごんぎ}り^{ごんぎ}て^{ごんぎ}な^{ごんぎ}れ

英皇四年五月七日

寺島陶次郎印
井原高徳の目

○

中人隊の頭名を面呈出し有し書付

陸軍奉行並

東山道總督府より送付された有し有大名小路因州殿宛に

長州軍謀方丈村増以命引合此書今投所讓中三等之
相分（以下）

朝廷の帰順し者ハ 朝廷と命種懐致居るものハ徳川家
の家来といふ一脱走木口等（以下）或ハ暴勃（たごり）及び若くは遠く
義の有違能くも子人隊之義ハ二心等々書面より此等

朝廷と 命ゆる等々義之書面より此等共義之之而年来
徳川氏之恩徳を蒙り殊々昔年別後扶持（ふち）を以て徳川氏等之
忘却仕至家之兄教

朝廷の濟直、其仕義之何分も義に極仕如何幸是迄

徳川家の甘公仕候此後ハ備ハ哀憐（あはれ）に成下候且二心等々
書面先上義之

朝廷の對以存向仕る等々之中迄之心得る等々義之有之
以候和義の要至極以む之義承知し了（し）以候中別後外等々
等々以間引候中文字在候以候之此後弟等教之而中上以上

五月八日

步兵隊並格

子人隊（こにんたい）

大所番格

河野伸次郎

中村虎京

步兵隊圖役隊元勅方

石坂終之助

日牙國領物方

山手綿生身

右之通子人隊頭中出の間此所此届中以上

辰五月

陸軍奉行並

高田彦重候より出川由面

武部大輔領分越後國青海宿と中出領分境より為警備
兼人数是出並右同所の加州柳薩州極紀州極以人数は警
備下之存立中内分分配一同お固め居申交先方人教脱走

人之内より結分戦象より及び一申致す摸摺り此等加州柳
以人数初め候々候判いしよりお成り謀格々養精々骨折
候事、交因四月廿七日朝六の同候是にお始り此混雜に懸計
此等より大砲打始り存双方各候接戦、及び子分物取末
討死候、肯狩進、申越中候先不取敢此所此届中以上

五月三日

神原式部大輔家来

圖傳但見

○同人より再應より出川由面

柳原式部大輔家来より式部大輔領分越後國青海宿邊

高戦争々長去ル之日以届中上と交戦又退く諸軍已も操
 結山由奥。同四月廿六日昼後ノ小子谷口の方の繰繰々尾州
 長州信吾藩未く以人数甚武ア大輔重假林原若狭一帯
 人数雪時と中亦高戦争々及以先方人数退去。亦以付
 諸軍追々繰繰山由右ありの向ひ以武ア大輔人数討死を
 負尤々通々也々々

討死	物頭	是	人
同	士分	是	人
同	定種	武	人
手負	士分以下 小者とも	於	武人

亦々通立亦より中越以狩委細々長々在亦より中越以分
 中上以先此以届中上以上

五月十一日

榊原武ア大輔奏来
 圖番個見

○

五月三日大田原藩城々至狭丸四百石 黒羽城大園把子千石
 以立退ゆより新報を以れども何れゆより攻寄せし
 一番傳習隊五百人會津藩工友等勝と力を併せ攻寄せ
 一も傳寄せり事寧めり存るべ

○
先月廿七日附英勢より來信に曰く英羽二州の諸藩
會時廣緬罪一条府衆議有之由矣秋田弘前も後之
議倫玉極宜委終付多分列藩控へしを論じ隨以向事
所重取極め平左去右を議論ハ如何ある歟云々此列藩
重役之外深く秘し之を洩さず

去九月五日東嶽山ニ始末ハ中外新聞に記し別号として
之を刊し其故に我勢より此事を載せし

定價八分



江湖新聞

第廿一號

江湖新聞第廿一号

慶應四年戊辰五月廿日

奥州白石於て列藩會議之節誓書之趣

此度於仙臺白石列藩會議以公平正大之道尊崇

朝廷撫恤生靈以欲維持皇國仍盟約如左

一強を恃之弱を侮り或は他の危急を傍觀する者於有之

列藩を挙て譴責を加ふべき事

一私を構へ利を營ぐ機密を漏洩し同盟を離間する者於有之

を譴責を加ふべき事

一妄に人馬を勞し細民の難苦を顧ざるもの於有之を譴責を加ふべき事

一 大事件ハ列藩衆議セテ公平ニ備メテ軍事ノ機會
 細微ノ節目ヨリテ衆議ニ及ビ大國ノ号令ニ隨ハベキ事
 一 無辜ヲ殺戮シ金穀ノ類ヲ掠奪シ都テ名分ヲ侵スルノ
 於有之ヲ速ニ嚴刑ニ處スベキ事

石州津和州懐之龜井信從より末家龜井勇之助に達す

龜井勇之助に

附勢揃御有之此内以來數度津和州引越ハ物替ノ中ニ有ル
 彼是自由ノ中ニ及ニ進延スル事ヲ御徳川家ニ奉勅遂ニ

朝敵ノ以テ立玉御有之御家子醉夢ヲ悟覺シ義不義ノ分
 御立進ニ發途ヲ發シ變テ義ヲ放ス急速ニ戸表ニ引掛肯
 義及御治少ク義引テ殺却ル御組ノ割一役御木御初ハ底
 不衣玉極天地ノ不可容ク罪科具ニ迄屢ク及御論ハ一切
 用御家ヲ輕蔑シテ我輩中務リハ戻不義毎此上ハ依テ本末
 間お別り永ク及義統ハ家中達ハ

右様書

御別紙ハ達面ニ義御畏ハ先達子業不齊地引上ハ御
 御中上ニ通テ道途隔絶放暫ラク以音信お続ル大御一
 御於此ニ義統御定ハ罪科具ニ思考仕テ寡君不辜ニ

朝敵く汚名を受小延より徳川家へお仕後儀亦お勤め侍り我
徳と中義の愈く中程也徹不仕の仁と中此の徳川家に於ていふ
朝敵なる実事此後今一可く汚名を受て迄之儀も 朝敵にお
ざる事ハ言を不待して天下義世に顯赫のつて此後之儀も
唯今由今の形勢國端も多し不巧止義徳とら 徳川家の徳
もやはた天下義世に鐵血を流し給ひざる物此後之儀も
徳川家へ此後此く思入申す
一 内面之内朝へ後儀未お勤め人底お忠至極との内違柳く不忠とい
何と君上の對し不忠お勤め儀も外朝徳川家へ外君と仰
ゆりの事くお忠く覺事と仰

一本家を輕蔑しつて我意中義の儀不義此上との内面内
此後之儀決るは本家を輕蔑しつて我意中義の儀不義此上との内面内
く歴史を讀むもお勤め儀も人此後此の爲お勤めを忠と中
奉る事ご嘗て忠より不義あるを承りふや古今亡びざる
の國あり死せざるの人あり存込盛衰を以て士の節操を愛し
不忠不義ありと中ゆりの決る事將又私義此後初る
朝敵の徳川家へお勤め儀も二百年前より敢て徳川臣
下にお勤め先年長州 朝敵とお勤め儀も長州臣下此國へ去り苟
も此を全り不義ある人なきは此何事此辺此處を察し不忠不義

名ふ我邦思く者ありと而己と思召ゆり乍思召遠く
兼東二百餘年之間君臣之際實以死くべきに當其之義を澤和
野に引越す中々無極事とと思召ゆり乍去以義鏡之義を
以竟其邦安所存より其邦中上々其無以我邦實と思召より其
任出以我之ゆり我邦祖先の對し且い神本家祖先の對し其對し
思入ゆり人道之權が死ゆり断然以本末より其我邦之義
以受て中上と唯以文面より其義仕美ゆり何れ其思入ゆり其
法達事ゆり其邦の故を經て

慶應四年閏四月十九日

龜井勇之助

津和野侍從様

○ 戦争之説

兵法の大綱大領中案すべし其のありなきあり失ふべきざるもの
地利あり人心を結び士氣を固め懦まざるを勇まじめ怯卒を以て
剛まじしむるの名をせしむるにあり寡を以て衆を敵し弱を以て強を
制し一夫十卒ふりて萬人を寸地を振するの地利を得るふあり我邦義
隊の上野に後り官軍を抗するをるふ措らんとその西義を失へり折
隊中の人の大抵徳川家の臣下より其自家危急の運み常り仕籍を
脱し隊伍を構へ遂に過激の暴動及び其志願の孤老苦節類すと
雖大業を成就し一家を維持するの全策とあり豈んや上と

朝廷の命小及下も主家の合小房り遂小名分の大戦を案すに於て
也上野の地東南へ平地に接し西に高阜小對し天嶮を擁し
大敵を防ぐの要地非べこれ地利を失つると云べし其用兵をきくに
揚營扞守の兵法も大捷を得ざれば必大敗を招くる之故小
老練の宿將の敵の一戦ノ外決する法を以て我も之佛國陸
軍教師小尋き防守攻撃二法の大畧を問り曰大抵勝敗は砲の
位置を失つる場高臺の大砲二門圍子坂の二門に起る能は之を
め手取るなり一喊の後官軍の有とあるなり谷中口を守らんは三崎
倉守の高阜小大砲を倚一坂下の凹雲小銃刀槍を布き彼是門

前の戦初め大砲を橋外に倚一法之を橋内へ運け其余山内の大砲も
要所を得たりしより小銃刀槍の兵隊も之小准し自是日暮小
語し野射矛盾の患る能は故に殺傷過當なりと雖も全務を割
事をぬげ官軍方攻撃の存に能隊攻進の法も奇道非ざれ
ども黒門口谷中口同時小戦を開き池を隔て山内小向ひ大砲を放
發せし敵兵を分割し四顧せしむるの術もよく攻襲の法を
得ると云べし故に官軍ハ迅速倍勝の利を占り當日彰義隊兵
を要所小屯集し終日防守の陣列を以て官軍疲労めと記を
伺ひ一鼓して進まば防守より攻撃する處かの法もて萬一の勝を
僥倖すむるも何べし然ども隊中小裏切せりありて中堂

前より接戦を開き或ハ前後西門の邊を破きざる前過半ハ進進
甘しとの號るどあねハ其放槍ハ陣地の不良より望むると而已ハ言難
然色大名家を案り地利を失ひ到底戻理を練の軍ありと織
百余人の生命弾丸殊刃下烈報憤死一屍を雨を晒し腹を
美泉の抱き 朝敵の汚名を雪の時をまゝ深く憐むる之但
軍放を以て狂騒を下すと死に往くや其を失ひ其情を及くもの
をねハ公論を得るのみ寂も難く之ハ今紙が辨する処ハ唯兵法上を
論せる而已

右の傳ハ紙が雜報局に投入せるもの匿名なるが作者を知らざる能は
後論の善悪ハ余輩淺陋の足と以て知可非ハ看客の公論に任ず

